

《素案》

平成 27 年 10 月 23 日現在

元気・活力・創造のまち
健康都市こうし

合志市総合計画

平成 28 年度～平成 35 年度
(2016 年度～2023 年度)



熊本県合志市

目 次

第1章 《序 論》

第1節 総合計画策定の趣旨と計画の役割	1
第2節 計画の構成と期間	2
第3節 計画の進行管理と行政評価	4
第4節 合志市の行政経営（マネジメント）	5

第2章 《わがまちの姿》

第1節 位置と地勢	6
第2節 歴 史	6
第3節 人 口	7
第4節 産 業	10

第3章 《第2次 基本構想》

第1節 まちづくりの基本理念	12
第2節 将来都市像	13
第3節 合志市の人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略	14
第4節 施策の体系	16
第5節 まちづくりの政策（基本方針）	17
1. 自治の健康	17
2. 福祉の健康	17
3. 教育の健康	17
4. 生活環境の健康	18
5. 都市基盤の健康	18
6. 産業の健康	18
第6節 施策の大綱	19
第7節 主要指標	24
1. 人口と世帯数の見通し	24
2. 就業人口の見通し	26
第8節 土地利用の基本方向	
1. 合志市の土地利用基本計画	27
(1) はじめに	27
(2) 合志市を取り巻く現状と課題	27
(3) 土地の利用に関する基本的考え方	28
(4) 土地の利用区分ごとの方向性	29
(5) 地域類型別の土地利用の基本方向	30
2. 合志市の土地利用構想図	33
第9節 行財政改革	34
第1期基本計画	35～

資料編	97～
-----	-----

第1章 《序 論》

第1節 総合計画策定の趣旨と計画の役割

合志市では、平成20年度から平成27年度を期間とする合志市総合計画第1次基本構想を策定し、その目標として掲げた将来都市像『未来輝く 産業・定住拠点都市』の実現を目指し、着実にまちづくりをすすめてきたところです。

この期間中、平成20年には世界的金融危機リーマンショックが起これ、世界的な経済の冷え込み、消費の落ち込み、金融不安が広がりました。この金融危機により、日本経済も超円高や株安などの影響を受け、大幅な景気後退へ繋がっていきました。

また、国内では第1次安倍内閣が、財政支出の削減と公共投資の縮小、規制緩和によって成長力を高める「小泉構造改革」路線を継承しました。第2次安倍内閣に移行してからは、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」からなる「三本の矢」及び、「希望を生み出す強い経済」、「夢を紡ぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」からなる「新三本の矢」という政策を次々と打ち出し、デフレ経済を克服するために大胆な金融緩和措置等を講じました。「アベノミクス」とよばれるこの政策によって、現在の日本経済は、緩やかではありますが景気回復基調にあるといえます。

合志市においても、リーマンショックの影響は、半導体メーカーの不振をあおり、法人市民税は大きく落ち込みました。また、人口の増加はあるものの、それと比例するような個人市民税の伸びは見られず、加えて想定以上の民生費の伸びが、厳しい財政状況を示すこととなりました。現時点では、株価も上がり、国内において景気回復に向かっているとはいえるものの、地方での実感にはまだまだ乏しいものがあります。

第2次基本構想の策定にあたっては、これまでの国の動きと共に、平成26年11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」が大きく影響してきます。この法律の中では、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが謳われています。

これらの状況を踏まえると、行政に課せられる使命は重く、行政サービスの質・量を維持し、落とさないためにも、これまでも増して効率的な自治体経営が強く求められています。また、時代の変化に的確に対応するためには、社会潮流を見据えた新しい時代の未来設計図が必要です。

これらのことから、合志市のまちづくりを総合的かつ計画的にすすめていくため、次代を拓く新たな都市像と長期的な展望を示し、総合的なまちづくりの指針として、第2次基本構想を策定するものです。

また、この総合計画は、合志市自治基本条例（平成22年3月4日条例第1号）第15条第1項の定めに基づいて策定するものであり、本市のまちづくりをすすめるうえで最上位の計画となります。

合志市自治基本条例（平成22年3月4日条例第1号）第15条第1項

第15条 市の執行機関は、自治の基本理念及び市政運営の基本原則にのっとり、市議会の議決を経て、まちづくりの指針となる基本構想を定めるとともに、その実現のための基本計画をまとめ、総合計画を策定します。

第2節 計画の構成と期間

この総合計画は、長期的な方針を示す**基本構想**、中期的な計画となる**基本計画**及び短期的かつ具体的な事業計画となる**実施計画**の三層による構成になっています。

①基本構想

基本構想は、本市の将来都市像を示し、すすむべき方向や基本理念を明らかにしたまちづくりと行政運営の指針です。

第2次 基本構想 **期間** 8年間 **平成28～35年度(2016～2023年度)**

②基本計画

基本計画は、基本構想に示された将来像を具体的な形にするために取り組む基本的な**施策**※を総合的・体系的に示します。

第1期 基本計画 **期間** 4年間 **平成28～31年度(2016～2019年度)**

第2期 基本計画 **期間** 4年間 **平成32～35年度(2020～2023年度)**

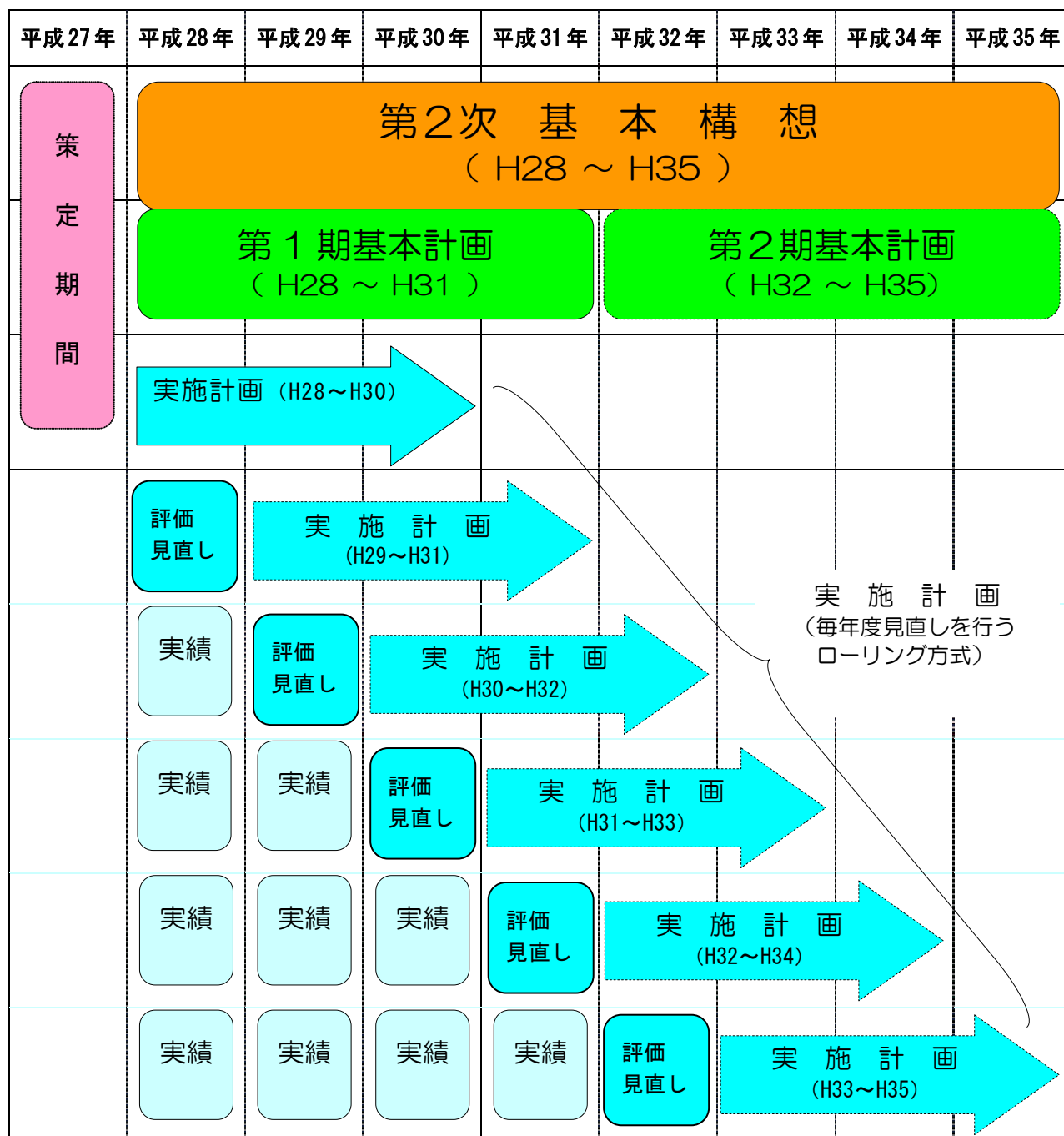
③実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策について、現実の行財政運営でどのように実施していくかを具体的に明示したもので、毎年度の予算編成及び事業実施のガイドラインにもなります。

実施計画 **期間** 3年間 **(毎年度見直しを行うローリング方式)**

※施策とは：「まちづくりの基本理念やビジョン」を達成するための政策課題として設定した基礎単位です。

合志市総合計画の構成と期間



【ローリング方式】

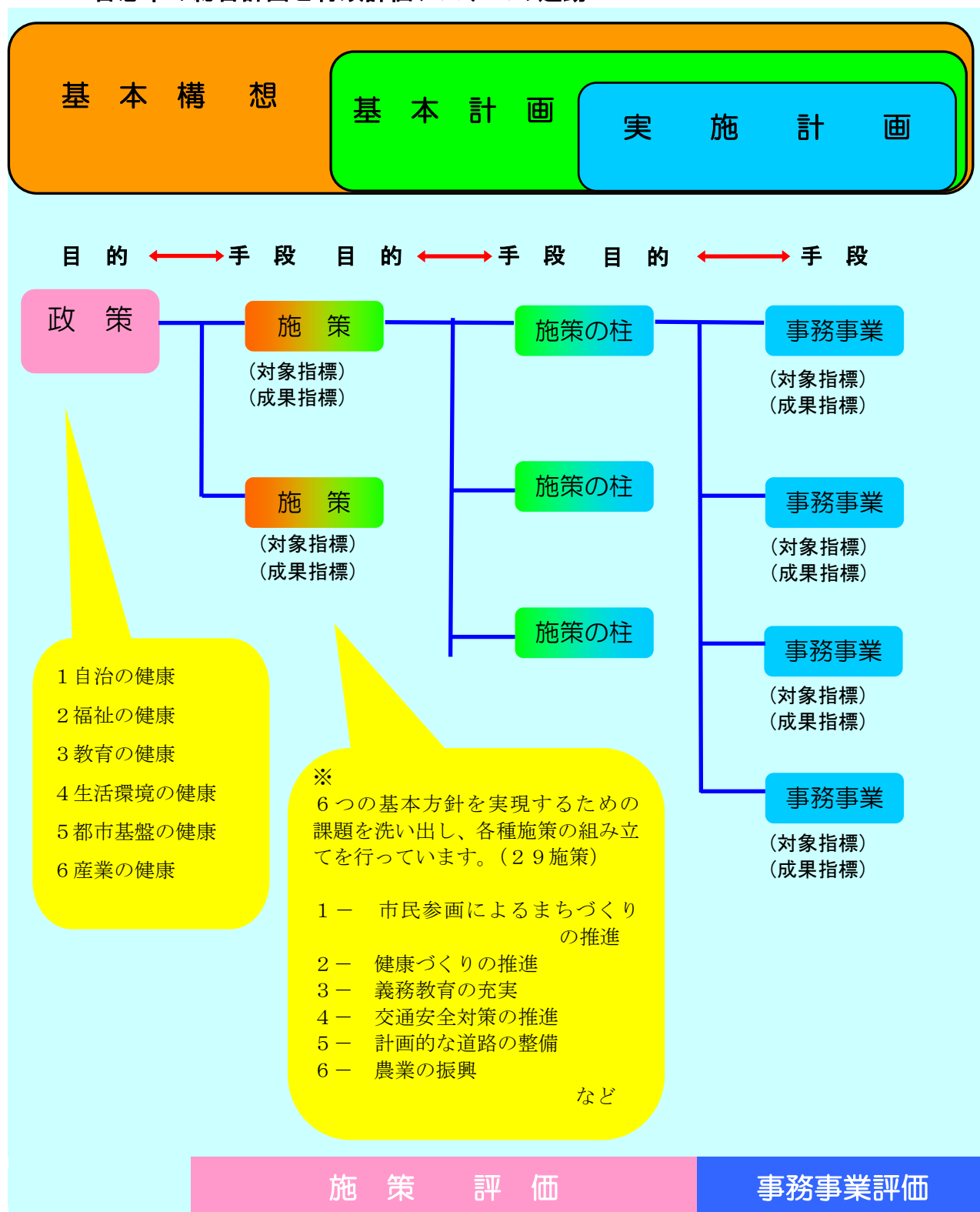
計画の実施過程で、計画と実績の間に差異が生じていないかをチェックし、事務事業に対する振り返りと評価を加えます。

改善の余地がある場合には、実績に合わせて計画を再編成して目標の達成を図る方式です。

第3節 計画の進行管理と行政評価

「基本構想」、「基本計画」に沿って各事務事業を推進することになりますが、その計画の進行管理にあたっては、『**行政評価システム**』を活用し、計画と連動させることによって行います。

合志市の総合計画と行政評価システムの連動



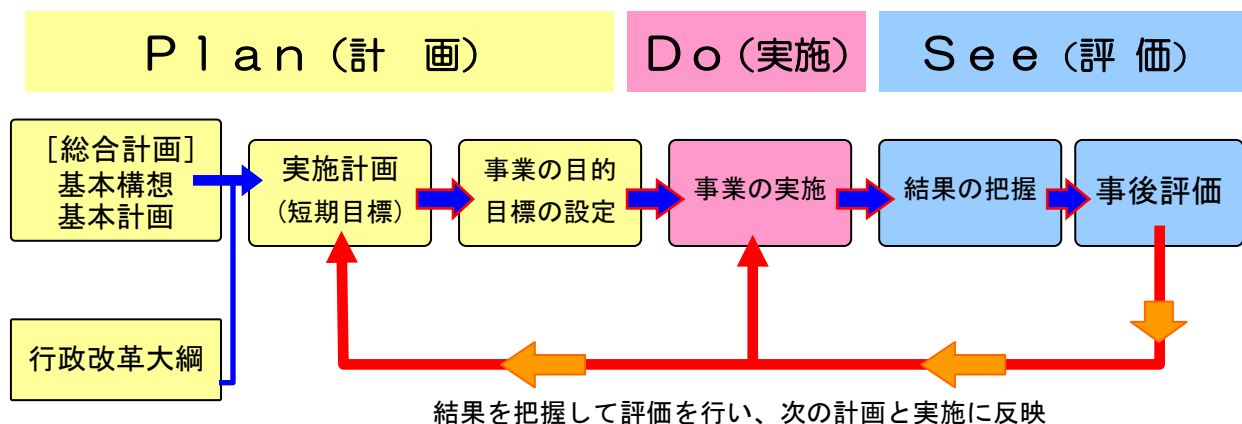
第4節 合志市の行政経営（マネジメント）

行政評価

行政が行う仕事を評価し、その結果を次の計画や実施に反映することを「**行政評価**」といいます。

行政の仕事は、利益創出が目的ではありません。行政にとってのお客様は市民であり、提供する商品は「健全で安定した住みよいまちづくり」ということになります。また、市民は住民自治を担う主役であり、納税者であり、行政サービスの受益者であり、利害関係者であるなど、さまざまな側面を持っています。

行政評価の原点は、こうした住民の立場で評価を行い、次のより良い行政サービスに結び付けていくことにあります。



行政評価システム

行政評価システムでは、施策・施策の柱・事務事業という施策体系の各段階において、それぞれを**目的**から振り返るため、「対象」と「意図」を明確にしていきます。

「対象」 誰や何のために活動するのか

「意図」 対象をどのような状態にすべきなのか

その達成度を「**成果**」として数値で表します。

成果の設定については、市民にとってどうなればより良い状態になるのか、という視点に立った指標・項目を取り入れていきます。また、事業実施後の効果を評価するとともに、設定した指標（目標）がどの程度達成されているかを毎年度公表します。

このように、行政の透明性を高め、市民の皆様と課題や目的・目標を共有化することで、これからも市民起点の行政経営の実現をめざします。

行政経営は、「**Plan（計画）－Do（実施）－See（評価）**」というサイクルです。このようにまちづくりのビジョンをスタート地点とする行政活動を効率的に行っていくための仕組みが**行政評価システム**です。

この**行政評価システム**を総合計画の施策体系に沿って機能させることによって、着実な計画の推進を図ります。

第2章 《わがまちの姿》

第1節 位置と地勢

合志市は、県都熊本市の北東に隣接します。北緯 32 度・東経 130 度の地点にあり、総面積は 53.19 平方キロメートル（東西約 12 キロ、南北約 8 キロ）です。

市域全体は緩やかな台地状であり、大きな河川や高い山地もなく、災害の少ない自然条件に恵まれた穏やかな地勢となっています。

北部地域は、阿蘇山の火山灰が堆積した黒ボクと呼ばれる火山灰性腐植土に覆われた広大な農地が広がり、農業生産の基盤となっています。

中央地域は、既存地域の住宅地が広がりをみせ、農業研究機関や医療機関、教育機関などの国有地・県有地などの広大地が集積し、緑多い癒しの空間を提供する一方、南部地域から中央地域への市街地の広がりを阻害する存在となっています。

南部地域は、熊本市と隣接しており住宅地と商業地からなる市街地を形成しています。以前から国道・県道及び私鉄沿線に発展し、近年では、既成市街地から連続して住宅地が広がり、新市街地を形成しています。



第2節 歴史

市内からは、縄文時代の遺跡が見つかっており、当時より人々が暮らしてきたことがわかります。弥生・古墳時代の遺跡が、塩浸川・上生川・合志川沿いに数多くあり、当時の人々の社会や生活の様子を今に伝えています。

合志市の名は、古代より続いた「合志郡」に由来します。日本書紀に「皮石郡」と見えるのがその初見で、他に「恰志」や「合志」などの表記も見られますが、当時は「加波志^{かはし}」と読んでいたようです。和銅6(713)年に与えられた、「地名は好字^{よきじ}で表すように」との詔^{みことり}により、「合志」の字が定着したものと思われ、平成25年には、「合志」という地名が歴史に登場して1300年を迎えました。

現在の菊池市南部や菊陽・大津まで含んでいたこの合志郡の中でも、合志市域は、中世においては、菊池氏や合志氏が活躍する合志郡の政治の中心でした。

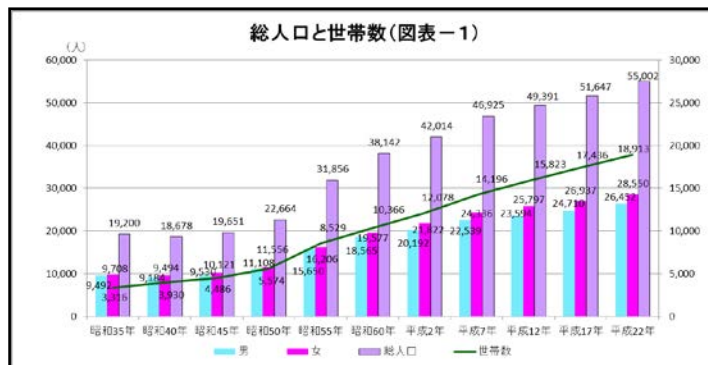
近世、肥後細川藩において合志郡竹迫手永に属していた当時の在町と村々は、明治9年、合併して現在の住所区分の名を冠した村となり、その後明治22年に町村制施行により再度合併し、それぞれ合志村と西合志村となりました。

昭和41年4月1日の町制施行で合志町、西合志町となり、その後、昭和46年には、両町域が熊本都市計画区域に指定されました。南部地区は市街化区域となり、熊本都市圏における新しい生活拠点としても発展を続け、平成18年2月27日の合併により、合志市となりました。

第3節 人 口

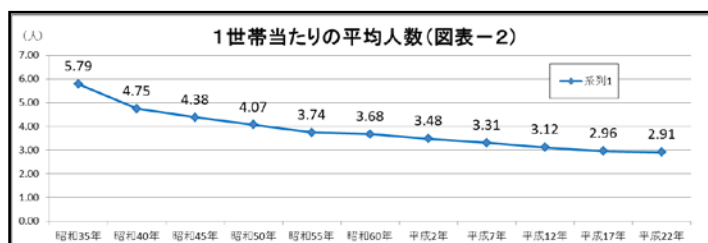
① 総人口と世帯数

平成 22 年の国勢調査による合志市の総人口は 55,002 人で、平成 17 年の前回調査より 6.50 ポイント増加し、昭和 40 年調査から引き続き増加の一途をたどっています。総世帯数も 18,913 世帯を数え、前回調査より 8.47 ポイント増加しています。



※ 資料は、平成 22 年国勢調査より

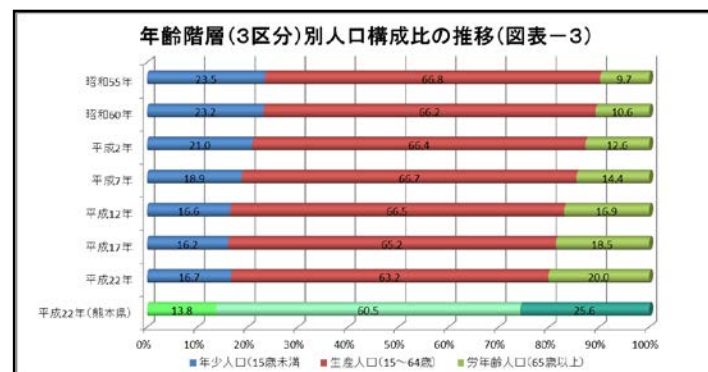
昭和 46 年の都市計画決定により急激に伸びましたが、世帯数の増加に対し、1 世帯当たりの平均人員は年々減少しています。



※ 資料は、平成 22 年国勢調査より

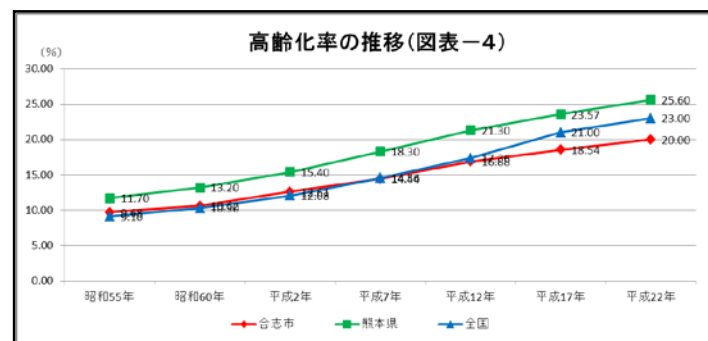
② 年齢階層別人口と高齢化率

昭和 55 年と平成 22 年の年齢階層（3 区分）別人口構成比の推移をみると、15 歳未満の年少人口の割合は 6.8 ポイント減少しているものの、平成 12 年からほぼ横ばい状態にあります。15 歳から 64 歳までの生産年齢人口はわずかながら減少傾向にあります。65 歳以上の老年人口割合は 10.3 ポイント増加しており、着実に高齢化が進んでいることを表しています。



※ 資料は、平成 22 年国勢調査より

平成 22 年の熊本県と本市の人口構成を比較すると、年少人口割合は 2.9 ポイント高く、老年人口割合では 5.6 ポイント低い割合となっており、県内では年齢構成の若い地域であることがうかがえます。



※ 資料は、平成 22 年国勢調査より

③ 人口動態

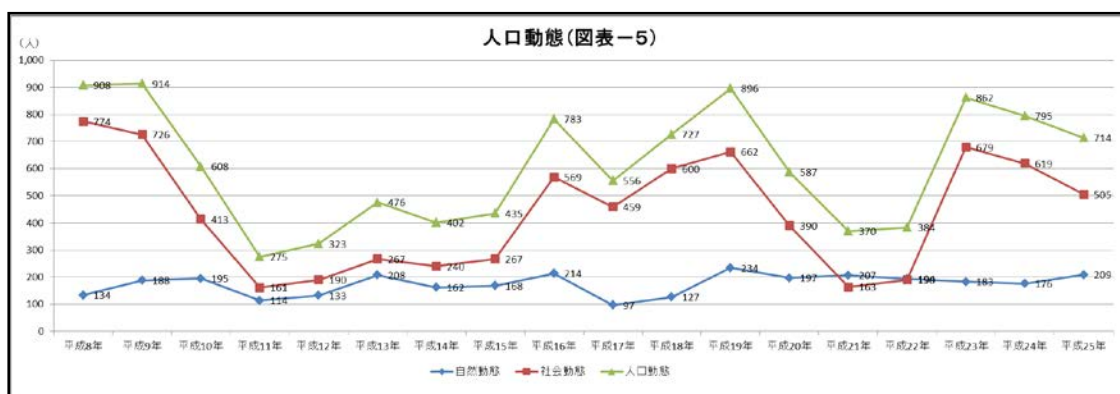
自然動態

自然動態は、出生数から死亡数を引いた値で示されますが、本市においては、大きな起伏がなく、ほぼ一定を保って推移しています。

社会動態

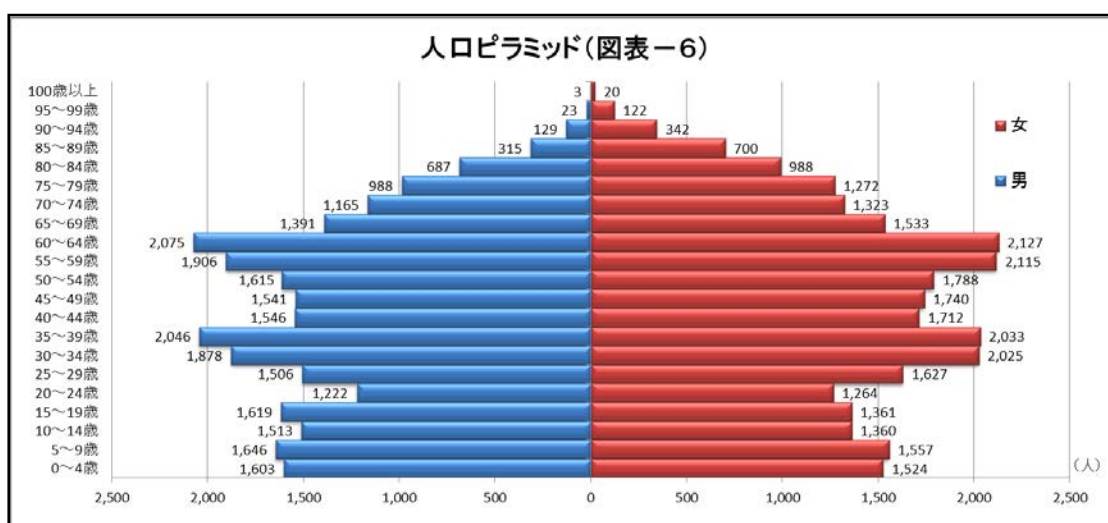
社会動態は、転入者数から転出者数を引いた値で示され、本市の特徴でもある転入者が転出者を上回る傾向は、各年を通じて続いています。

各年によって増減があるのは、景気の動向により宅地開発の進展に影響を受けた推移となっています。



※ 資料は、「熊本県の人口」より

④ 人口ピラミッド



※ 資料は、平成 22 年国勢調査より

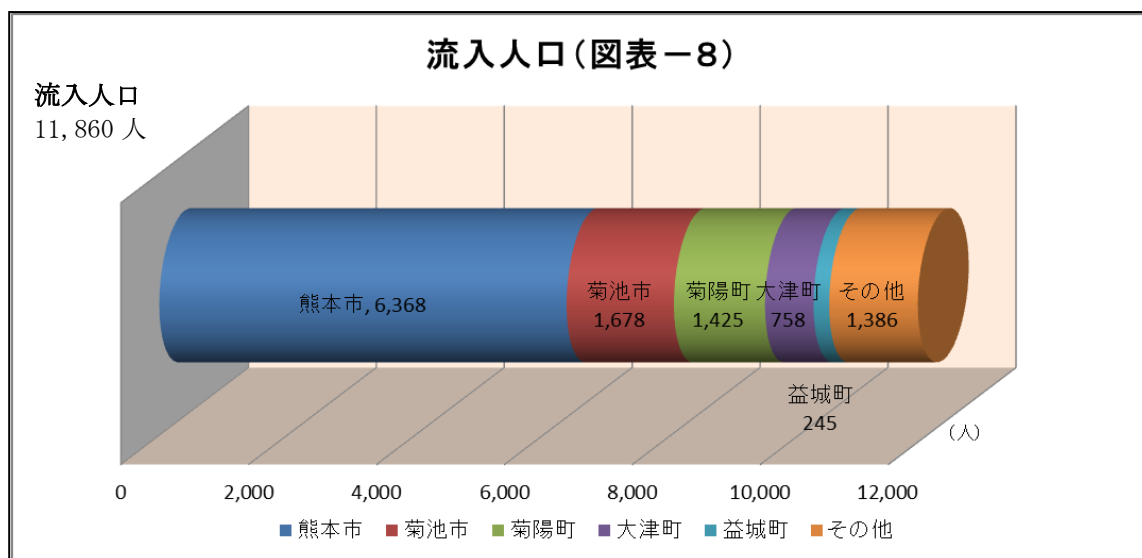
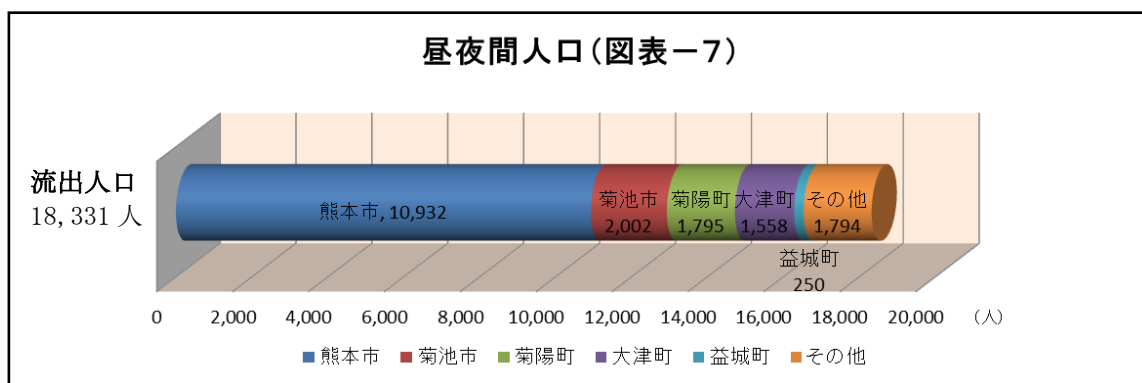
⑤ 昼夜間人口

本市の通勤、通学者による流入・流出の状況を見ると、流出人口は18,331人、流入人口は11,860人で、昼間人口は、6,471人の流出増により48,531人となっています。（平成22年国勢調査人口55,002人、昼夜間人口比率88.23%）

流出では、熊本市への通勤、通学が最も多く60%近くを占め、次いで菊池市、菊陽町、大津町と続いています。

流入でも、熊本市からの流入が50%で最も多く、菊池市、菊陽町と続いています。

夜間人口51,647人に対し、流出人口及び流入人口とも熊本市が最も多く、ベッドタウンとしての性格を示しています。

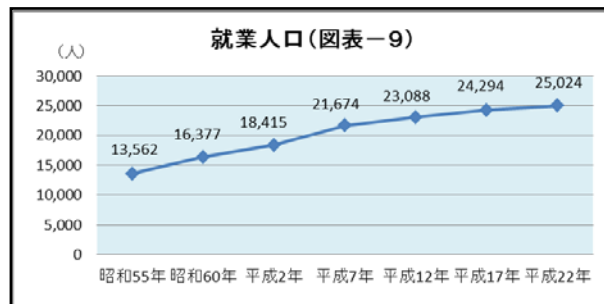


※ 資料は、平成22年国勢調査より

第4節 産 業

① 産業別就業人口

本市の就業人口は、平成 22 年国勢調査で 25,024 人(分類不能の就業者を含む。)となっており、以前から増加を続けていますが、増加率は鈍化しており、平成 17 年と比べ 730 人の伸びとなっています。



※資料は、平成 22 年国勢調査より

第 1 次産業については減少を続けており、昭和 55 年と比べると 4 割以上も減少し、第 2 次産業は景気低迷にありながら緩やかに伸び続けています。

第 3 次産業は最も増加傾向にあり、昭和 55 年と比較すると 2 倍以上増加しています。



※資料は、平成 22 年国勢調査より

※第 1 次産業とは、自然界に働きかけて直接に富を取得する産業が分類され、農業、林業、漁業のことをいいます。

※第 2 次産業とは、第 1 次産業が採取、生産した原材料を加工して富を創り出す産業が分類され、建設業、製造業、鉱業のことをいいます。

※第 3 次産業とは、第 1 次産業にも第 2 次産業にも分類されない産業が分類され、商品やサービスを分配することで富を創造することが特徴で、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業など、他に分類されない産業のことをいいます。

② 農家戸数・農家人口の推移

農家戸数と農家人口の推移をみると、農家戸数は年々減少しています。昭和 50 年から比べると平成 22 年現在で 6 割以上減少し、農家人口も年々減少しており、昭和 50 年から平成 22 年現在で 8 割以上減少しています。

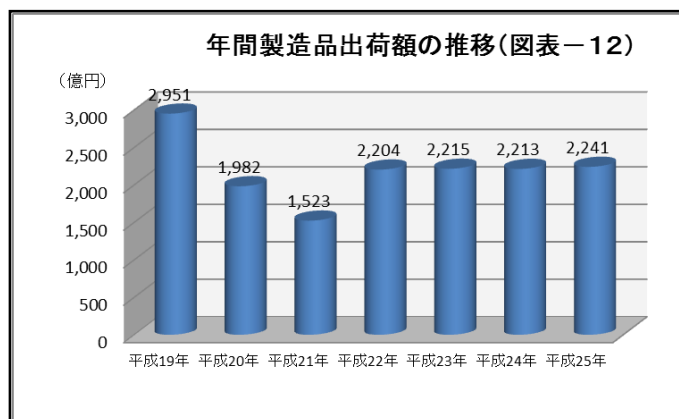


※ 資料は、平成 22 年世界農林業センサスより

※ 農家人口は、農家世帯全員の数

③ 製造品出荷額

平成 20 年のリーマンショックは本市にも大きな影響を与え、平成 20 年度、21 年度と大きく前年度から出荷額が減少し、平成 21 年は平成 19 年の約 5 割の額まで落ち込みました。平成 22 年度以降は回復傾向にはあるものの、未だリーマンショック前の水準まで持ち直すには至っていません。

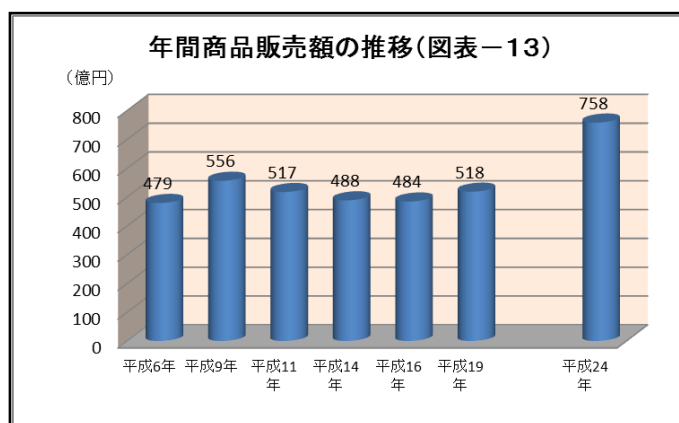


※ 資料は、「工業統計調査」より

④ 年間商品販売額

年間商品販売額の推移をみると、平成 9 年までは好景気の影響から増加傾向にありました。消費税率が 5% に引き上げられた平成 9 年以降はわずかに減少傾向に転じ、その後は横ばいで推移しています。

平成 24 年からは、経済センサスでの調査に変わっています。



※ 資料：H19 まで商業統計調査(経済産業省)より
H24 から経済センサス(経済産業省)より

第3章 《第2次 基本構想》

第1節 まちづくりの基本理念

平成19年3月の合志市議会で議決し、制定された『合志市市民憲章』では、“志を合わせて**協働**によるまちづくりをすすめる”ことを前文に記しています。

また、平成22年3月には、『合志市自治基本条例』を制定し、市民のまちづくりへの参画と市民、市議会、市の執行機関それぞれの権利と責務を明確化しました。

市民と行政とが対等な立場で良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任において、**協働**によるまちづくりに取り組むことが、これからの合志市のまちづくりには不可欠であり、恵まれた自然環境のもと「人と自然を大切にした**協働**によるまちづくり」を第1次基本構想に引き続き合志市の基本理念とします。

《合志市の基本理念》

人と自然を大切にした協働によるまちづくり

イメージイラスト・写真等

この基本理念を基に、まちづくりの多様な課題に対して、市民自らが行うもの（自助）、地域が共同・連帯して行うもの（共助）、行政が直接行うもの（公助）といった、市民と行政の役割を明確にしながら、それぞれの役割において課題解決に向けた行動ができる“まち”をめざします。

第2節 将来都市像

本市は、地理的な広域交通上の優位性や、先進的な産業・技術の拠点として熊本県の中核的な役割を担い飛躍することが期待されています。第1次基本構想では、将来都市像を「未来輝く 産業・定住拠点都市」とし、人や物、地域間相互の交流を促進し、新たな産業の創出を図り、合併による新たな市として“定住拠点”をめざしてきました。

また、市の横断的課題として、「子育て支援日本一のまちづくり」を掲げ、元気のある合志市をめざし取り組んできました。

これにより本市は、住みよいまちとして高い評価を得るまでになり、人口減少時代を迎えながらもなお人口の増加が続く県内でも有数の元気の良いまちのひとつとなりました。

今後8年間の第2次基本構想では、将来都市像を「**元気・活力・創造のまち**」と定め、第1次基本構想と新市建設計画の更なる具現化を図るとともに、全ての人が安全に、安心して暮らすことのできるまち「**健康都市こうし**」を創るために「市民の健康」と「財政の健康」の2本の柱を掲げ進めていきます。

また、より本市が発展するため、国の地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」と、活性化に取り組む地方自治体を国が一体的に支援する「地域再生法の一部を改正する法」を活用し、地方創生を推進していくことで、本市自らが考え、行動する活力ある合志市を目指します。

《将来都市像》

元気・活力・創造のまち

《将来都市像を実現させるための横断的課題》

～健康都市こうし～

さらに、「元気・活力・創造のまち」を産み出していくためには、市民が自ら健康であるとともに、市行財政も健康でなくてはなりません。市全体のあらゆる分野において「健康」を目指す**～健康都市こうし～**を横断的課題として、市民の皆さまと一体となって、未来に誇れるまちづくりに取り組んでまいります。

第3節 合志市の人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略

☆1 地方創生(地方人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略)

全国規模の人口減少や東京圏への一極集中がもたらす地方経済の低迷を打開し、「しごと」が「ひと」を呼び「ひと」が「しごと」を呼び込む良好な流れを創り、それが「まち」に活力を与えるという好循環を確立させ、将来にわたる「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を実現していくことが地方創生です。国は「まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日法律第136号）」に基づき長期ビジョン及び総合戦略を、地方(県・市)は、各地域の個性に合わせて地方版人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。

☆2 総合計画と総合戦略(まち・ひと・しごと創生総合戦略)

「総合計画」は、市政全般にわたる課題の解決を図り、総合的な振興及び発展を目的に、将来的な都市像と長期的な展望をまちづくりの指針として示す「基本構想」を定め、構想を具現化するための取り組みの柱を示す中期的な「基本計画」を策定し、具体的な事務事業に取り組むための「実施計画」と併せて、体系的に定めるものです。

一方、『総合戦略(まち・ひと・しごと創生総合戦略)』は、国及び県が示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえつつ、平成27(2015)年までの長期的な市人口ビジョンの実現を目的に、施策の対象をしばって具体的な取り組みを示すものです。

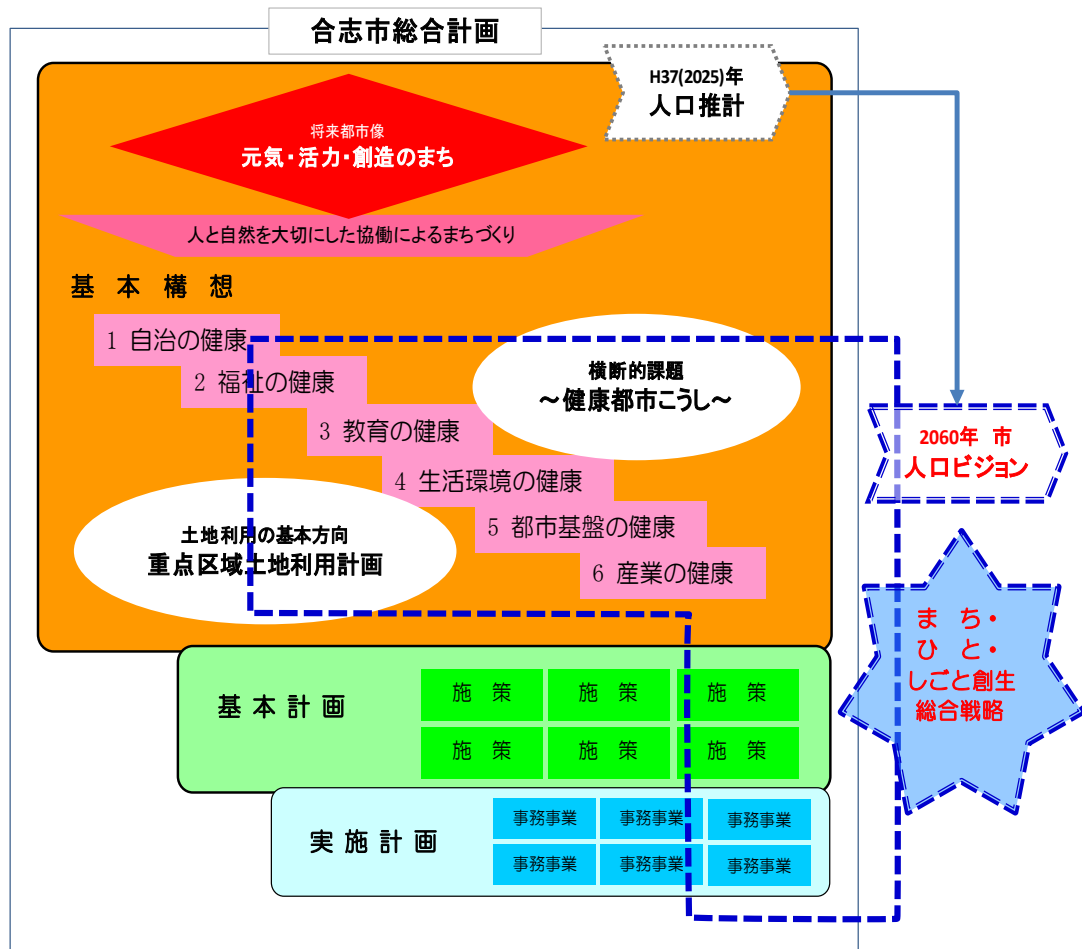
『戦略』は、「計画」の施策の枠を超え横断的かつ複合的に融合し、相乗効果を発揮し合うことが期待され、重要業績評価指標(KPI)をもとに、毎年検証作業を行い、計画期間内(5年間)であっても、検証の結果、戦略を見直す場合もあります。

「計画」及び『戦略』いずれも、まちづくりの方向性や長期的な展望のうえに成り立つものであり、両者の目的や含まれる政策の範囲、計画期間は必ずしも同一ではありませんが、政策を押し進める車の両輪として実行していきます。

※ 「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念に『結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図る。』ことが示されています。また、国の総合戦略の基本目標の一つには『若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。』ことが掲げられています。

これまで取り組んできた「子育て支援日本一のまちづくり」は、より地域の実情に即し、長期的視点に立った総合的な女性・子育て支援及び少子化対策として、市民の雇用対策や仕事と家庭の両立支援など、国及び県と連携した地方創生の観点から展開してまいります。

・総合計画と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係図



《参考》

まち・ひと・しごと創生法（抜粋）

（平成 26 年 11 月 28 日法律第 136 号）

（基本理念）

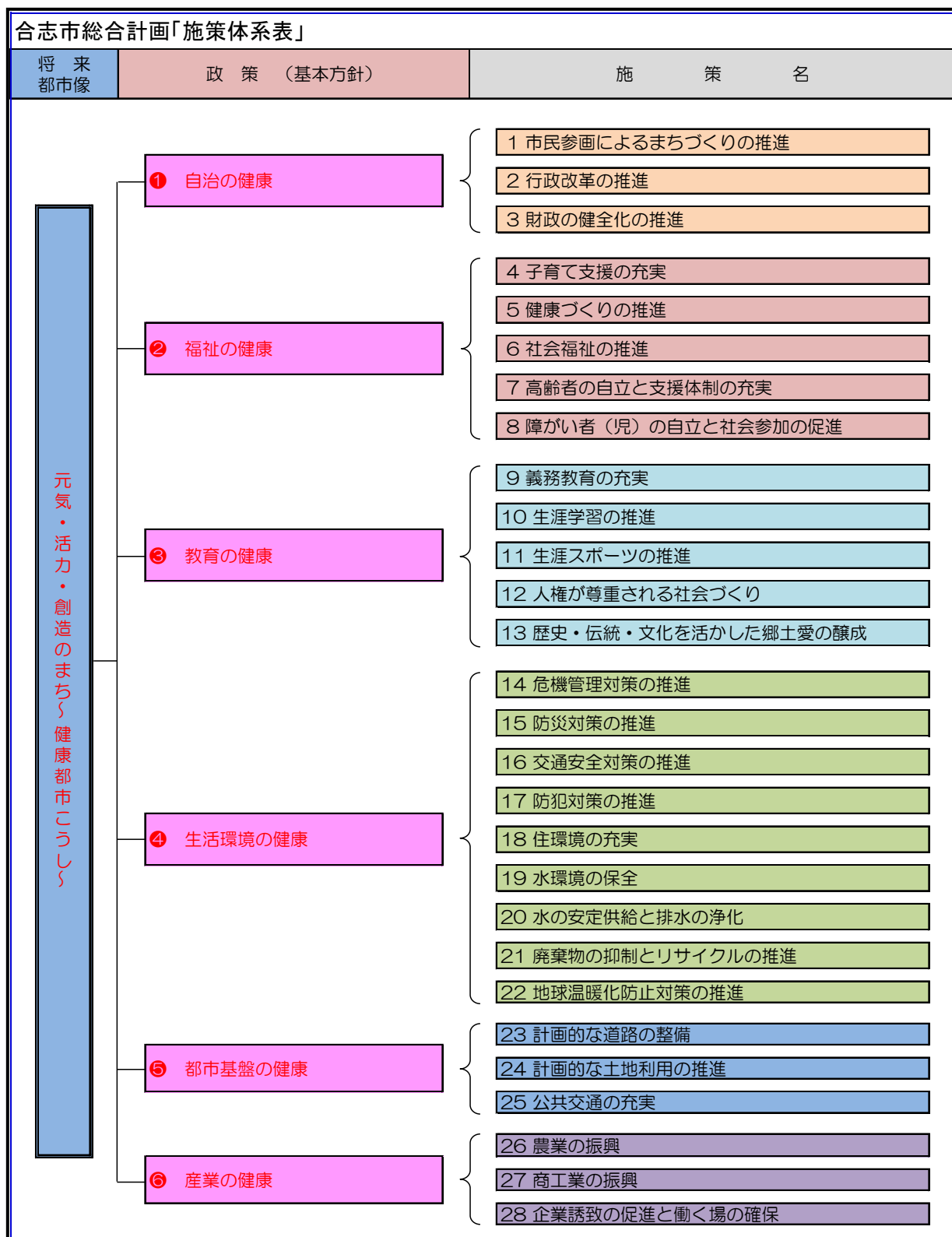
第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

第4節 施策の体系

施策は、**政策（基本方針）**を実現するための手段であり、目的と手段の関係になっています。

さらに、**施策**の成果・効果を高め、目標を達成するための手段として、その下に施策の柱や事務事業が設定される体系とします。



第5節 まちづくりの政策（基本方針）

6つの政策（基本方針）

市の将来像【元気・活力・創造のまち】を実現していくために、「この将来像がどのような状態を指すのか」について、新市建設計画を尊重しながら、検証と評価を加え、全庁横断的課題である「健康都市こうし」の考え方を取り入れた次の6つの状態を定義し、将来のあるべき姿を見据えました。

- ① 『自治の健康』
- ② 『福祉の健康』
- ③ 『教育の健康』
- ④ 『生活環境の健康』
- ⑤ 『都市基盤の健康』
- ⑥ 『産業の健康』

それぞれの健康が十分に機能し向上していくことで、市の将来像の実現につなげていくため、次のとおり、まちづくりの6つの政策（基本方針）を設定しました。

○ 6つの基本方針

1. 自治の健康

まちづくりについては、自治基本条例に定める「参画と協働」を基本に地域住民自治の推進を図ります。併せて、「情報は市民共有の財産である」との認識のもと積極的な情報公開に努め、行政改革大綱に沿った改善、改革への取り組みで、より一層の透明性、信頼性のある市政運営をめざします。

また、安定した市政運営のため、自主財源の確保とともに、財政計画に基づく、健全な財政運営に努めます。

2. 福祉の健康

生涯にわたって健康で元氣な暮らしができるよう健康寿命の延伸を目指し、健康づくりへの取り組みを推進します。そして、住み慣れた地域で安心して子育てができるよう、また高齢者や障がい者が地域社会の一員として自立した生活が送れるよう、すべての人にやさしい健康・福祉のまちづくりをめざします。

3. 教育の健康

未来を担う子どもたちをみんなで見守り育てる体制、地域づくりを推進し、学校教育においては、一人ひとりの個性を大切に「生きる力」を身に付ける教育を進めるとともに、子どもたちの夢を育み、夢の実現を目指す教育を推進します。また、近年の児童生徒数が増加傾向にあることに鑑み、学校施設の整備を進めるとともに、小中学校の分離新設及び給食施設を新設します。

生涯学習においては、市民が生涯にわたり、健康的にスポーツや学習活動に取り組むことができる環境づくりを推進するとともに、核となる生涯学習施設の計画的な更新、改修に努めます。また、地域の伝統文化等の保存及び活動支援による郷土愛の醸成に努めます。

人権教育においては、一人ひとりの基本的人権が尊重されるよう、すべての市民が同和問題やハンセン病問題をはじめ、さまざまな人権問題について正しい知識を身につけるとともに、自らの問題として捉え、具体的な行動へとつなげていくための人権教育・啓発を更に進めます。

4. 生活環境の健康

市街地から農村へと広がる、恵まれた自然を維持しつつ、緑豊かな環境と調和した住環境の整備を図りながら、交通安全や防災、防犯に対する取り組みを推進し、安全安心に暮らせるまちづくりをめざします。

また、生活をする上で発生するごみ問題は、その処理を含めて、身近で大きな問題です。ごみ減量化を目指し、より一層の啓発に努めながら、廃棄物の抑制や資源のリサイクル、省エネルギーを推進し、循環型社会の構築を図ります。

さらに、豊富な地下水を次の世代へとつなぐため、河川等の水質の維持と合わせた水環境の保全に努めます。

5. 都市基盤の健康

地域の特性を活かしながら、ゆとりある充実した市民生活が営めるよう、重点区域土地利用計画の具現化に向けた土地利用の推進と道路網の整備に努めます。まちづくりと連動した市民が利用しやすい公共交通網の整備をはじめとした生活基盤の充実を図ります。

6. 産業の健康

合志市で暮らし、働きたい人が、市内で働ける環境づくりを推進します。

本市の基幹産業である農業をはじめ、商工業など産業全体の振興を図るため、生産・販売力の強化による所得向上、後継者の育成、企業誘致による働く場の確保、新たな産業の創出、特産品の開発などに努めます。

第6節 施策の大綱

施策の大綱では、「人と自然を大切にした協働によるまちづくり」を基本理念に、誰もが暮らしやすい社会をつくるというユニバーサルデザインの考え方に配慮しながら、6つの政策（基本方針）それぞれについて、政策を実現するための柱となる施策を示し、その取り組み方針を示します。

政策（基本方針）

1. 自治の健康

① 市民参画によるまちづくりの推進

自治基本条例の理念に基づき市民・議会・行政が協働し、市民誰もがいきいきと社会参画できる場をつくるため、自主的な地域づくりへの意識と参画する意欲を高めていきます。

また、地域づくりやボランティアに取り組む人材の育成や、それらを結び付ける相互のネットワークづくりを促進します。

② 行政改革の推進

信頼される組織づくりと健全な行政運営を持続させるため、行政改革大綱及び集中改革プランを確実に実行していきます。

さらに、行政評価システムによって進行管理を行い、改革・改善につなげていく取り組みを継続します。

また、市民への積極的な情報公開に努めることにより行政としての説明責任を果たし、市役所の信頼性の向上や市民との信頼関係の構築を図ります。

議会に対する市民の関心は高く、さらにわかりやすく透明性の高い議会情報の提供に努めます。

③ 財政改革の推進

歳入面では市税収入の確保をはじめ、新たな財源の創出に努めるとともに市債については、計画的な借り入れを行い、歳出面では限りある財源を効率的かつ効果的に活用するために事業の選択と見直しを進め、健全な財政運営に努めます。

政策（基本方針）

2. 福祉の健康

④ 子育て支援の充実

地域ぐるみで子育て家庭を支え、子育てを支援するとともに、安心・安全な環境で健やかに子育てができるまちづくりをめざします。

その実現のため、多様な子育てサービスの充実や子育ての負担感・不安感を解消するための体制の整備、子どもたちの心身の健やかな成長の支援、地域における子育て力の強化など、子育て環境の整備促進に努めます。

⑤ 健康づくりの推進

みんな元気で心身の健康を維持するには、病気を予防する健康管理や病気の早期発見が必要です。そのためには、市民一人ひとりが日々の健康を意識した生活を心がけていただくことが大事です。そのためには、平成25年度に策定した「合志市健康増進計画」及び「合志市食育推進計画」に沿った事業を実施し、生活習慣病の予防・改善に重点をおき、また、関係機関と連携した市民の健康づくりを総合的・計画的に推進します。

地域医療体制の充実と医療保険制度の健全な運営を行い、加速する少子高齢化に対応し

た福祉や医療サービスの維持、向上に努めます。

⑥ 社会福祉の推進

地域の実状に即した創意工夫による「地域福祉」を推進し、市民・団体との協働による取り組みを行っていきます。

また、様々な理由により生活困窮に陥った世帯の自立のため、関係機関との連携を図り、就労相談をはじめとした総合的な支援対策を行っていきます。

⑦ 高齢者の自立と支援体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で、本人の希望や能力を生かしながら、生きがいを持って暮らすことができるよう、退職後の就業や地域・社会活動への参加、健康づくりに向けた取り組みを推進します。

認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組みを強化し、地域全体で認知症の方とその家族を支える体制の整備を図ります。

⑧ 障がい者（児）の自立と社会参加の促進

地域社会で生きがいを持って安心して暮らすため、福祉サービスを適切に利用できるための体制を整備します。

また、能力に応じた社会参加の促進や働く場の提供に努め、支援体制の充実を図ります。

政策（基本方針）

3. 教育の健康

⑨ 義務教育の充実

子どもたちの学力向上はもとより、徳育・体育・食育のバランスのとれた成長を促進し、「生きる力」を身に付ける教育をすすめます。

また、子どもを見守る体制づくりや文化・芸能等の伝承など、地域との連携により、地域の教育力を再生する取り組みを推進します。

さらに、指導する側の資質の向上を図るとともに、安全で安心して学べる教育施設の整備に努めます。

⑩ 生涯学習の推進

自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたってあらゆる機会・場所において、だれでもが学び、多くの人との協調を通して、思いやりを育み、知ることや学ぶことの素晴らしさに気づき、自己を豊かに高めていくことを支援します。

また、老朽化施設の計画的改修に努め、良好な生涯学習環境の維持を図ります。

⑪ 生涯スポーツの推進

市民が、個々のライフステージにおいて、それぞれの体力、年齢、技術、関心や適性に応じて、いつでも、気軽にスポーツ活動に参加・参画できるよう、地域スポーツの活動拠点整備や健康の保持や増進の機会の確保を推進します。

また、施設の計画的改修に努め、良好なスポーツ環境の維持を図ります。

⑫ 人権が尊重される社会づくり

人権を尊重するための意識の高揚を図り、一人ひとりの人権が大切にされ、差別のない住みよいまちをつくるため、積極的な人権教育及び人権啓発に努めます。

また、個性を認め合い、尊重し合える社会をめざす男女共同参画社会づくりへの理解を深める取り組みを継続的に推進していきます。

⑬ 歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成

市民に、地域の歴史や、古くから残り伝えられる郷土芸能等伝統文化の大切さを理解してもらおうと共に、伝統文化を未来に残し伝えていくための後継者を育成する取り組みを支援します。

政策（基本方針）

4. 生活環境の健康

⑭ 危機管理対策の推進

国民保護計画※に基づく総合的な国民保護対策の推進を図り、新型ウィルス等の感染症対策など、市民の生活の安全を脅かす危機に対応できるまちをめざします。

※国民保護計画

国民保護法（「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」）に基づき、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にするための国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるよう、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項を定めるとともに、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するための計画です。

国民保護計画は、全ての都道府県や市町村が作成するもので、平成 17 年度に都道府県が作成し、合志市では、平成 19 年 6 月に作成されています。

⑮ 防災対策の推進

市民の身体・生命・財産をあらゆる自然災害等から守るため、地域防災計画に基づき、災害を未然に防ぐ予防対策を充実するとともに、災害が発生しても迅速な応急対策がとれる体制の整備及び次の災害に屈しない復旧対策を講じていきます。

また、地域に根ざした防災組織として期待される自主防災組織の設置を推進します。

⑯ 交通安全対策の推進

交通事故にあわない、起こさないまちにするため、地域を巻き込んだ交通安全運動の取り組みを促進し、高齢者や子どもに対する交通安全教育や交通事故防止運動を推進します。

また、警察署や県公安委員会との連携等による交通の規制や交通安全施設の充実をめざすとともに、交通危険箇所の事故防止対策や通学路の安全確保など、地域の実情に応じた交通安全対策をすすめます。

⑰ 防犯対策の推進

犯罪被害にあわない、起こさないまちをめざして、警察署をはじめ関係諸団体や市民との連携により、地域ごとの防犯力を高める取り組みを推進し、防犯灯や防犯カメラなど施設環境の整備を促進します。

また、迅速で幅広い防犯情報の提供に努めるとともに、身近な消費者問題に対応する消費生活相談センターの周知を図り、消費者保護に関するわかりやすい情報の提供に努めます。

⑱ 住環境の充実

人と自然の共生をめざして、安らぎを与えてくれる山林など、身近な里山の風景やみどりの景観の保全に、市と市民と地域がともに手を携えて取り組んでいきます。

また、都市公園等の公共施設や上下水道施設等の公共インフラの適正な維持整備等を通して、快適な住環境の確保を図っていきます。

⑲ 水環境の保全

貴重な地下水を飲料水として活用できる恵みを後世に引き継ぐため、広域的な観点から

地下水のかん養を促進します。

また、河川や地下水などの水環境を保全するための水質監視に努め、農畜産堆肥の適正管理の徹底など環境保全型の農業を推奨し、地下水汚染防止対策に取り組みます。

⑳ 水の安定供給と排水の浄化

安全安心な水道水を安定して供給するために、良質な水源を確保し、老朽化した配水管の敷設替えや水道施設の更新、新規建設を計画に基づき行います。

また、快適な生活と水質の浄化機能を担う下水道事業についても、施設の改築更新を進めるとともに健全な事業運営に努めます。

㉑ 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

みどり豊かな環境と共生するために、**ごみ減量4 R活動***やごみ出しマナーの徹底を図ることによって、自然環境への負荷の低減に取り組みます。人口の増加とともに家庭から排出されるごみの総排出量は増加傾向にあり、ごみ処理全体に掛かる負担を少なくするために、新環境工場の安全で効率的な事業の運営と廃棄物の適正な処分等を推進します。

また、ごみ処理に対する意識の高揚を図り、分別の奨励や回収方法の利便性を向上させることによって、適正な事業のあり方を浸透させる対策を講じます。

※ごみ減量4 R活動「リ・スタイル (Re・Style) の実現」

R e f u s e リフューズ (ごみの発生回避)「ごみになるものは断ろう！」

ごみ問題の最良の解決方法は、ごみの発生を回避することです。ごみになるもの、不要なものを断ることが大切です。

(例：レジ袋を断る、贈答品などは簡易包装をお願いする、など)

R e d u c e リデュース (ごみの排出抑制)「買う量・使う量を減らそう！」

ごみとなるようなものは、買う量や使う量を減らし、ごみの排出を抑制することが大切です。

(例：詰め替え商品、バラ売り食品の購入など)

R e u s e リユース (製品、部品の再使用)「繰り返し使おう！」

繰り返し使える商品の購入など、ごみとして捨てる前に再使用することが大切です。

(例：リターナブル容器の利用、フリーマーケットなど)

R e c y c l e リサイクル (原材料や熱などの再資源化)「再生資源に戻そう！」

発生回避、排出抑制、再使用してもまだ排出されるごみは、きちんと分別し、リサイクルすることが大切です。また、事業所ごみについては、紙類や食品廃棄物の資源化を促進することが大切です。

(例：再生資源集団回収、生ごみの資源化など)

㉒ 地球温暖化防止対策の推進

地球規模の取り組みが必要な温暖化防止対策については、市・市民・事業所それぞれが活動の再点検を行うとともに、環境保全型の新たなエネルギーの活用を拡大させるなど環境に負荷を与えない取り組みを促進します。

また、環境教育の推進を通じて、地球温暖化防止の必要性を全市民が共有し、公共交通機関の利用促進など有効な活動へと発展させる取り組みを推進します。

政策 (基本方針)

5. 都市基盤の健康

㉓ 計画的な土地利用の推進

地域の特性に応じて土地が活用されることをめざして、ゆとりある充実した市民生活が営めるよう、重点区域土地利用計画の具現化に向けた土地利用を推進します。

また、国が進めるコンパクトシティ構想、立地適正化についても検証を進めます。

さらに、市民が、快適な住環境で暮らすことができるよう、良好な市街地の形成と効率的な生産基盤の整備に努めます。

農地については、就農者の意向を尊重し、計画的な土地利用の方向性との整合を図り、保全と転用に対する理解を得ながら、有効な活用に努めます。

㊤ 計画的な道路の整備

渋滞の解消や、道路交通がスムーズに行えるようにするため、主要幹線となる国県道や広域交通拠点の整備について、関係機関との連携や要望活動を強化します。

また、まちづくりに大きな影響を与える市の主要市道については、重点区域土地利用計画に基づき、整備計画を策定して、計画的かつ着実な整備をすすめます。

㊦ 公共交通の充実

市民の大切な移動手段である公共交通機関について、市内外の移動が円滑にできるよう、コミュニティバスをはじめＪＲや熊本電気鉄道、路線バスなどの効果的な活用及び連携を推進します。

また、交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減に結びつく自動車利用から公共交通機関への移行を促進するとともに、市内全域や近隣市町との交通体系の構築を図っていきます。

政策（基本方針）

6. 産業の健康

㊖ 農業の振興

本市の基幹産業である農業は、国策としての転換が大きく影響し、課題も山積しています。今後、後継者の育成や経営力の強化、生産品の価格安定対策を推進し、効率性を高める生産基盤の整備や関係機関との連携強化を柱に、より一層の振興に取り組みます。

また、県が取り組んでいる「くまもと雇用創出総合プロジェクト」と連携し、農業を核として付加価値の高い新たな特産品の開発や合志ブランドの確立に取り組む活動、いわゆる6次産業化を通じて、新しい複合的な産業の振興につなげることをめざします。

㊗ 商工業の振興

本市の商業は、南部の市街化区域で一定の集積はあるものの、商店街を形成しておらず、小規模店という形で点在しています。商工会を中心に、同業種間や異業種間の共存・共有の連携協力を推進し、後継者の育成や生産・流通基盤の確立、販売力の強化対策を促進すると共に、産学官金と連携した創業支援を行います。

また、工業については、誘致企業を中心として工業団地に一定の集積があります。必要に応じたインフラ整備や増設支援等、将来にわたって安定した操業を可能とする環境整備に努めます。

㊘ 企業誘致の促進と働く場の確保

地元雇用に関わりつづき優良企業の誘致を推進することで、若い年代の定住促進やU・J・Iターン者の就業機会の確保、雇用環境の充実を図ります。

また、必要に応じて工業団地の整備や企業誘致のための環境整備を図ることで企業の投資を促し、更なる雇用機会の創出を図ると共に、産学官金及び新規・既存企業や商工会等の関係団体との連携により、職業能力の開発等の就業者及び求職者支援の拡充に努めます。

第7節 主要指標

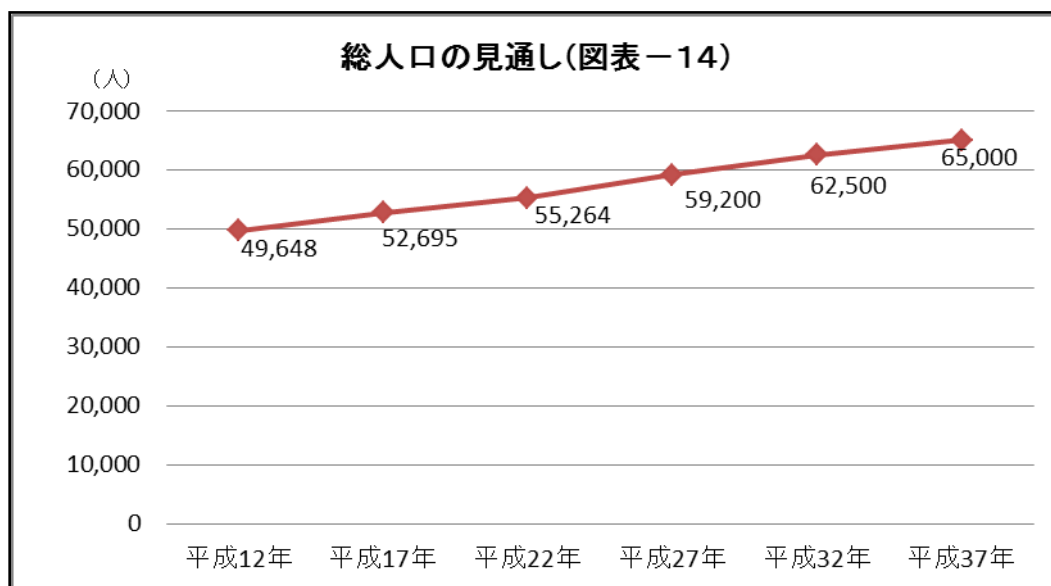
1. 人口と世帯数の見通し

(1) 合志市の総人口

将来の日本の人口は、少子高齢化の進行により、人口減少社会へと移行しています。

本市における、平成 17 年と平成 22 年の国勢調査による人口の推移では、熊本市をはじめ県内外からの転入による人口の増加が続いており、平成 18 年度からのデータを基に、今後の開発等を考慮した回帰分析※での推計でも増加傾向が続くものと予測されています。

全国的にみると、人口減少傾向が地方に与える影響は都心部以上に大きくなるという研究結果も出されていますが、本計画では、この構想期間における施策の展開や市街地の充実を図ることによって、「総人口の見通し（図表－14）」のように、平成 37 年度における人口を 65,000 人と推計します。

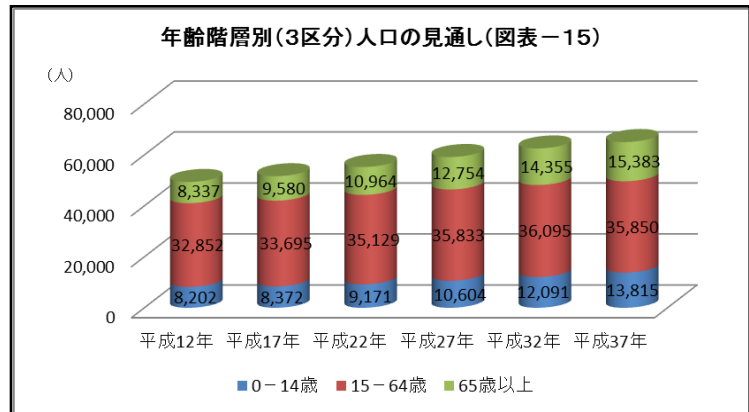


※ 数値は、住民基本台帳人口（平成 27 年以降は推計）

※回帰分析…回帰分析は独立変数（説明変数）と従属変数（目的変数）の関係を表す式によって推計する統計的手法。

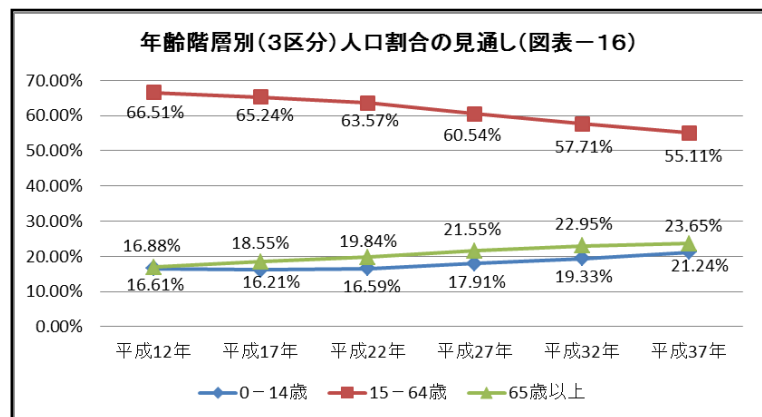
(2) 年齢階層別(3区分)人口

「年齢階層別(3区分)人口の見通し(図表-15)」では、年少人口(0歳～14歳)は増加する見通しであるものの、生産年齢人口(15～64歳)が減少し、老年人口(65歳以上)が増加するという見通しとなっています。また、年少人口と老年人口が逆転しており、高齢化率はさらに上昇すると予測されます。



※ 数値は、住民基本台帳人口(平成27年以降は推計)

また、「人口割合の見通し(図表-16)」からは、年少人口と老年人口が人口の伸びと併せて微増する反面、生産年齢人口(15～64歳)は減少することが想定されます。

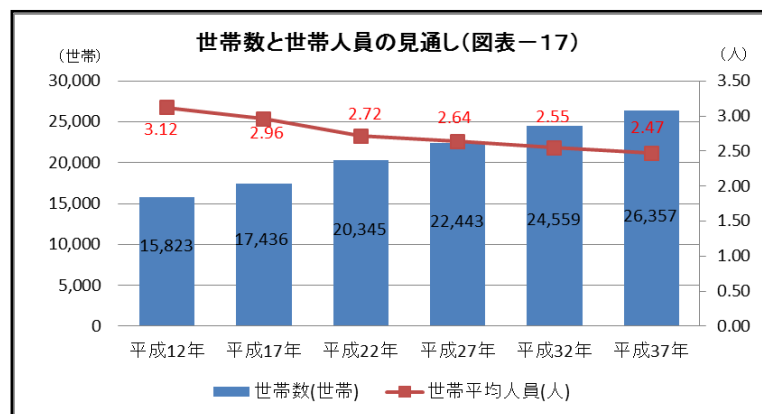


※ 数値は、住民基本台帳人口(平成27年以降は推計)

(3) 世帯数と世帯人員

世帯数については、転入世帯の増加などにより今後も増加傾向は続くものと予測され、平成37年度の本市の世帯数は、26,357世帯になると想定されます。

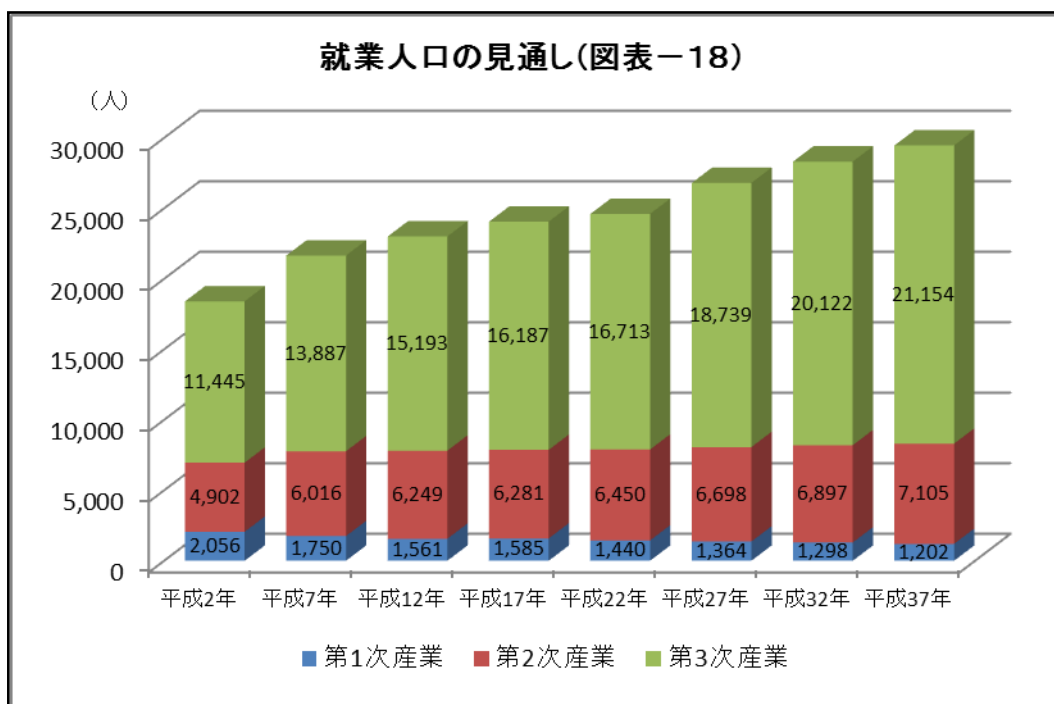
一方、世帯人員については、核家族化の進行や少子化、さらには一人暮らし高齢者世帯の増加などから今後も減少傾向に推移することが予測され、「世帯数と世帯人員の見通し(図表-17)」のとおりになると想定されます。



※ 数値は、住民基本台帳人口(平成27年以降は推計)

2. 就業人口の見通し

就業人口の見通しについては、熊本市をはじめとした周辺市町村へ就業する年代の転入増加の影響から、全体の就業人口は今後も増加傾向で推移するものと予測され、「就業人口の見通し（図表－18）」のようになると想定されます。



※ 資料は、国勢調査より（平成 27 年以降は推計）

第8節 土地利用の基本方向

1. 合志市の土地利用基本計画

(1) はじめに

この計画は、土地基本法（平成元年法律第84号）第11条第1項（土地利用計画の策定等）の規定、及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条第1項（市町村計画）の規定に基づき、市域における国土の利用に関し必要な事項を定める市町村計画として位置付け、合志市の区域における土地（以下、「土地」とは合志市域の土地を指す。）の利用に関し、必要な事項を定める計画であり、土地利用に関する基本的な指針となるものです。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に基づいて定める合志市の基本構想に即して策定するものであり、議会の議決を経て定められることから、合志市総合計画を構成する主要な基本的構想の一つとして総合計画に盛り込むものです。

(2) 合志市を取り巻く現状と課題

土地利用を取り巻く状況は、平成26年4月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により一時的に弱い動きもみられましたが、緩やかな回復基調が続き実体経済の改善が進む中で、物価は緩やかに上昇し、デフレ脱却へ向けて着実に進んでおり、経済の緩やかな回復が期待されます。また、日本は世界でも類を見ない超高齢社会に突入し、少子高齢化に伴う急速な人口減少がすすむ中、本市にあっては人口が増加するという全国的に稀な自治体のひとつとなっています。このように社会が大きく変化していくなか、本市区域の地域特性にふさわしいまちづくりを行っていくために、「合志市重点区域土地利用計画書」を策定しました。

本市は、熊本市への通勤、通学圏内という強みを持ちながら北部地域には農地等の自然環境も有し、生活・居住環境に恵まれた郊外のまちとして人口増加が続き都市化の一途をたどりました。それに呼応して上下水道をはじめとした生活環境施設の整備も進んでいます。

本市の東部・北部は、ほとんどの地域が農地や里山となっており、基幹産業の農業の生産基盤である農用地の大半が集中し、自然豊かな環境を形成しています。しかし近年では、農業者の高齢化、後継者不足などから、休耕地や耕作放棄地が一部に見られるようになり、有効な農地の利活用が課題となっています。

中央部は、阿蘇地域と荒尾・玉名地域を結ぶ主要路線が走り、市庁舎や古くからの既存集落が生活の拠点を構える居住地域となっています。また、工業団地や既存企業など、東西に企業が立地し、産業と流通の軸を形成しています。今後は、市の核となる人的な交流拠点づくりと、さらなる産業の集積が望まれています。

南部は、熊本市及び菊陽町に隣接する市街化区域になっていますが、近年は市街化区域に隣接する市街化調整区域の宅地開発が進み、地区計画制度による市街地の広がりをみせています。しかし、市街化区域及び隣接する市街化調整区域の開発では、小規模な開発が多く、道路・公園などの不十分な生活環境施設による問題が生じており、計画的な開発誘導が課題となっています。また、いまだに残存農地が点在する状況が見受けられ市街化区域内の一層の市街化促進と計画的な開発誘導も課題となっています。

本市の土地利用については、工業団地等の立地により、就業環境の形成もすすみ、定住環境が整った住み良いまちとして発展してきました。しかし、市全域が熊本都市計画区域に属し、面積の約1割が市街化区域、残りが市街化調整区域となっており、市街化調整区域の土地利用の規制が厳しく、本市のまちづくりに大きく影響を及ぼしています。また、市の中心となる国道387号線の両側には国・県の広大な土地が在り、この土地についてもまちづくりにおける計画的な土地利用に影響を及ぼしています。

(3) 土地の利用に関する基本的考え方

本市の土地利用基本計画は、合併協議による新市建設計画で示された「人と地域を大切にしたい安心して暮らせる社会」の実現をめざすことを基本にしています。また、主体性をもってまちづくりに取り組む姿勢を表し、市の将来像『元気・活力・創造のまち』につながるものです。

<合志市土地利用基本計画の基本指針>

- ① 市街化及び宅地化の進行については、拡散的ではなく、計画に基づく土地利用であることを基本とします。
- ② 土地は、限りある資源であるという考えを基本に、一度利用した土地が未利用となり、そのまま荒廃状態になることを抑制し、有効に活用することを基本とします。
- ③ 土地の流動化※を促進し、土地が活かされる利用形態に従い、低・未利用地※を有効に活用し、積極的な再利用を図ることを基本とします。
- ④ 現在の都市基盤、生活基盤などの既存社会資本を有効かつ効率的に利活用することを原則とした土地利用の推進を図ります。

※土地の流動化は、「宅地の流動化」と「農用地の流動化」に区分されます。

- 「宅地の流動化」の促進とは、土地、建物の売買や賃借取引を促進して、空き地・空き家・空き店舗などの状態である期間を縮減し、低・未利用地などの利用向上を図るものです。
- 「農用地の流動化」の促進とは、低・未利用の農用地を、規模拡大意欲のある農業者や新規就農者、農業法人、市民農園開設者、企業などを対象に、所有権・賃借権等の権利設定を行い、農用地の有効活用を図るものです。

※低・未利用地とは、この計画では、更地・遊休化した工場用地、駐車場用地、農用地、空き店舗、空き家など、有効に利用されていない土地のことをいい、公共施設としての広場や公園、運動施設等は含みません。

(4) 土地の利用区分ごとの方向性

土地の利用目的に応じた区分について、国土利用計画(熊本県計画)の利用区分のうち、「宅地(住宅地、工業用地、その他の宅地)」「道路」「農用地」「森林」「その他」について、合志市におけるそれぞれの土地利用の方向性を示します。

① 宅 地

宅地については、良好な居住環境を形成するため、無秩序な拡大を抑止してきました。市街化区域内においては、宅地化の促進に努めてきましたが、土地条件や営農継続による農地の残存により宅地化が進展しない部分も見受けられます。一方、市街化調整区域では、規制条件等により、後継者や帰郷者のための定住を阻害している面もあります。

今後は、さらに有効な土地利用を推進するため、市街化区域内の一層の宅地化の促進を図るとともに、南部市街化区域につながりを持たせる市街地の一体化を図ります。また、市街化調整区域においては、既存の集落等を基本に、地域の特性を生かし、地区計画の策定を活用しながら、良好な住環境の創出に努めます。

工業用地については、自然環境の保全と地域産業との調和に配慮しながら、市の活力ある産業の展開と就労機会の創出、また市政経営の安定化に資する自主財源確保のため、優良企業等の立地を計画的かつ積極的に促進し、必要な工業用地の確保に努めます。

その他の宅地で、市街地の商業・業務用地については、市民生活の利便性や生活環境に配慮しながら、多様化する消費者ニーズに対応した立地を図るとともに、主要幹線道路沿いには、沿道サービスと交流促進に寄与するものについて計画的な誘導、調整を図ります。(後述する「重点市街地ゾーン」、「メディカル・ステーションゾーン」、「交通拠点ゾーン」)

また、大型商業施設等の立地については、本市に中心といえる商店の集積がない点やまちづくりに多大な影響を与える施設であることから、進出を可能とする地域を限定し(重点土地利用区域)、適正な誘導を図るものとし、それ以外への立地は原則として抑制していくことを基本とします。

② 道 路

道路は、市民の生活を支える基礎的な基盤であり、安心して安全に通行できる道路でなければなりません。地域住民の安全性や快適性に十分に配慮しながら、良好な道路環境が持続できるよう計画的に整備をすすめていきます。

本市の幹線道路は、通過交通が多く、熊本市及び菊池市方面、または菊陽町、大津町方面への通勤など、朝夕のラッシュ時には慢性的な交通渋滞が発生しています。幹線道路の円滑な車両通行をめざし、市の東西交流の促進及び産業流通や観光拠点への交通に配慮した本市の骨格となる道路網の整備を図ります。

また、国・県に対しては、地域高規格道路「中九州横断道路」の整備要望を行うなど、広域的な道路網の整備に向け、積極的な要望活動を展開します。

③ 農用地

総面積のうち、約半分近くを占める農用地は、市の基幹産業である農業の生産基盤を支えているだけでなく、洪水調整機能など自然災害に対して抑止機能を発揮

するという重要な役割を担っています。今後も優良農地の確保及び保全を図り、生産基盤としての整備をはじめ、農用地の持つ多様な機能の維持・向上に努めていきます。

しかし、やむを得ず農用地を他の地目へ転用する必要がある場合には、周辺を取り巻く優良農地への影響を最小限に抑えた転用を図るものとします。

なお、市街化区域内の農地は、住宅地としての転用を促進し、計画的な市街地形成をすすめます。

④ 森 林

森林については、経済活動としての活用はほとんどありませんが、市民に安らぎと親しみを与える里山としての役目や、自然災害の抑止、水源かん養や二酸化炭素の吸収など、多様な機能を備えており、今後もその保全に努め、森林資源の管理・活用を推進します。

⑤ その他

公共・公益施設用地については、既存施設が持つ機能の維持、充実を図りながら、その有効活用を優先するものとし、新たな整備にあたっては、本市基本構想に基づき、必要な用地を計画的に確保するものとします。

公共用地の確保や公共施設の整備に関しては、分散を避けて集約化を図り、景観に配慮した公共的空間の創出に努めるとともに、民間の資金等を活用した新しい手法を取り入れることや、災害時の防災拠点となり得る適正な規模の確保と配置を十分に配慮するものとします。

(5) 地域類型別の土地利用の基本方向

本市では、地域の自然や歴史、文化などを背景に、まちの発展とともに地域それぞれの特性を活かした多様な暮らしが営まれてきました。このような地域特性と、多様な生活の営みについて、基本構想とその現状・課題、また市民ワークショップや庁内検討会議における意見等を参考に、土地利用の視点から『都市居住ゾーン』、『職住交流ゾーン』、『自然共生ゾーン』の3つに大別することとします。

① 都市居住ゾーン

熊本市及び菊陽町と接する南西部一帯は、早くから熊本電気鉄道沿線や主要国県道沿いを中心に都市化がすすみ、市街地の拡大が続いています。これら市街地の形成については、都市的機能を有しながら、みどり豊かな生活環境にも配慮した住宅市街地を形成する『都市居住ゾーン』を設定します。

合併による旧町間市街地の一体化と東西交流の促進をめざすとともに、高度医療機能の総合的な集積や公共交通機関のステーション機能、市に活力を与える商業施設の誘導など、市の核となる拠点づくりをすすめる地域です。

●都市居住ゾーンは、現在の市街化区域の一体化を図り、南部の市街地を結ぶ「重点市街地ゾーン」と、良好な地形に恵まれ、将来的な市街地及び多用途への活用を展望する「長期都市ゾーン」に区分します。

② 自然共生ゾーン

本市の持つ豊かな自然環境は、農業を中心とした生産機能をはじめ、水資源のかん養や防災、安らぎの空間など、市民に与える恩恵は計り知れないことから、農用地や自然環境の保全を基本とした『自然共生ゾーン』を設定します。

農地については、農業生産基盤の整備や担い手の育成、集落営農組織の活性化等により農業の振興を図りながら貴重な財産としての保全を図ります。また、地域に暮らす住民の生活環境の向上を図り、生活の質に格差が生じない地域づくりをめざします。

③ 職住交流ゾーン

市の東部に位置するセミコンテクノパークをはじめ、合志、蓬原、栄工業団地の他、(株)三菱電機熊本工場など、市内に立地する工業拠点の活性化を図り、東は阿蘇くまもと空港、西は九州自動車道への流通円滑化とそれらに付随する人の交流を促進する市の東西を横断基軸とした『職住交流ゾーン』を設定します。

ここでは、現工業団地に加え、関連先端産業の集積によるエリアの拡大や新たな産業の集積をめざす工業団地の整備をすすめることで、定住を促進し雇用の創出や市の自主財源確保につながる優良な商工業の進出に対し、機動的に対応可能な地域とします。

また、本市の特徴でもある集積した国県有施設とまちづくりの関係については、市や市民の将来にとって発展につながる共栄、共存を働きかけていきます。

さらに、ヴィーブルと竹迫城跡公園や蛇ノ尾公園、総合運動公園、ユーパレス弁天と弁天山公園など、現有拠点施設の活用と連携を図り、市民の憩いの場として管理、整備を行い、人的交流の促進に努めます。

④ 重点土地利用区域と拠点地区の基本構想

まちづくりをすすめるうえで、特に重要となる拠点地区を定め、その基本構想を示します。

① 合志庁舎前地区…「食と農と商が融合したまち」

地元農産物の消費拡大を図り、かつ市民の消費生活を便利で豊かにするための商業施設と新しい時代の農業振興を図るための野菜工場や農産物の加工・販売施設、農業体験施設を導入し、生産、加工、販売、就農者育成などを総合化した農業の6次産業化を推進します。

② 飯高山・群山南部地区…「理想的な市街地形成－良好な住環境と商業サービス－」

市街化区域（堀川以南の住宅団地部）に接する当地区においては、将来増加する人口を受け入れる住宅地とします。また、この地域の日常生活を支援する商業施設を導入します。

③ 辻久保地区…「理想的な市街地形成－北部地域の人口増と生活利便性向上－」

熊本電鉄辻久保営業所の交通結節機能、百花園ゴルフ場のレクリエーション機能を活かしつつ、本市で将来増加する人口を受け入れる住宅地とし、この地域の日常生活を支援する商業施設を導入します。

また、企業の事業拡張などを想定し、新たな雇用創出のための産業用地の確保を図ります。

④ 御代志地区…「合志市の顔としての拠点づくり」

鉄道やバスなどの交通機能を活かし、かつ周辺の土地の有効活用を基本に、合志市の顔となる都市中核拠点として、地区を形成します。公共公益施設と電鉄ターミナル施設を連動させた施設を中心に、菊池恵楓園側にも大きく開けた空間を創り出します。

また、農業公園や弁天山方面へのウォーキングやサイクリング、西合志庁舎周辺の文化施設へのアクセスの起点としての機能を高めます。

⑤ 黒石地区（国道387号沿線）…「R387アカデミックライン」

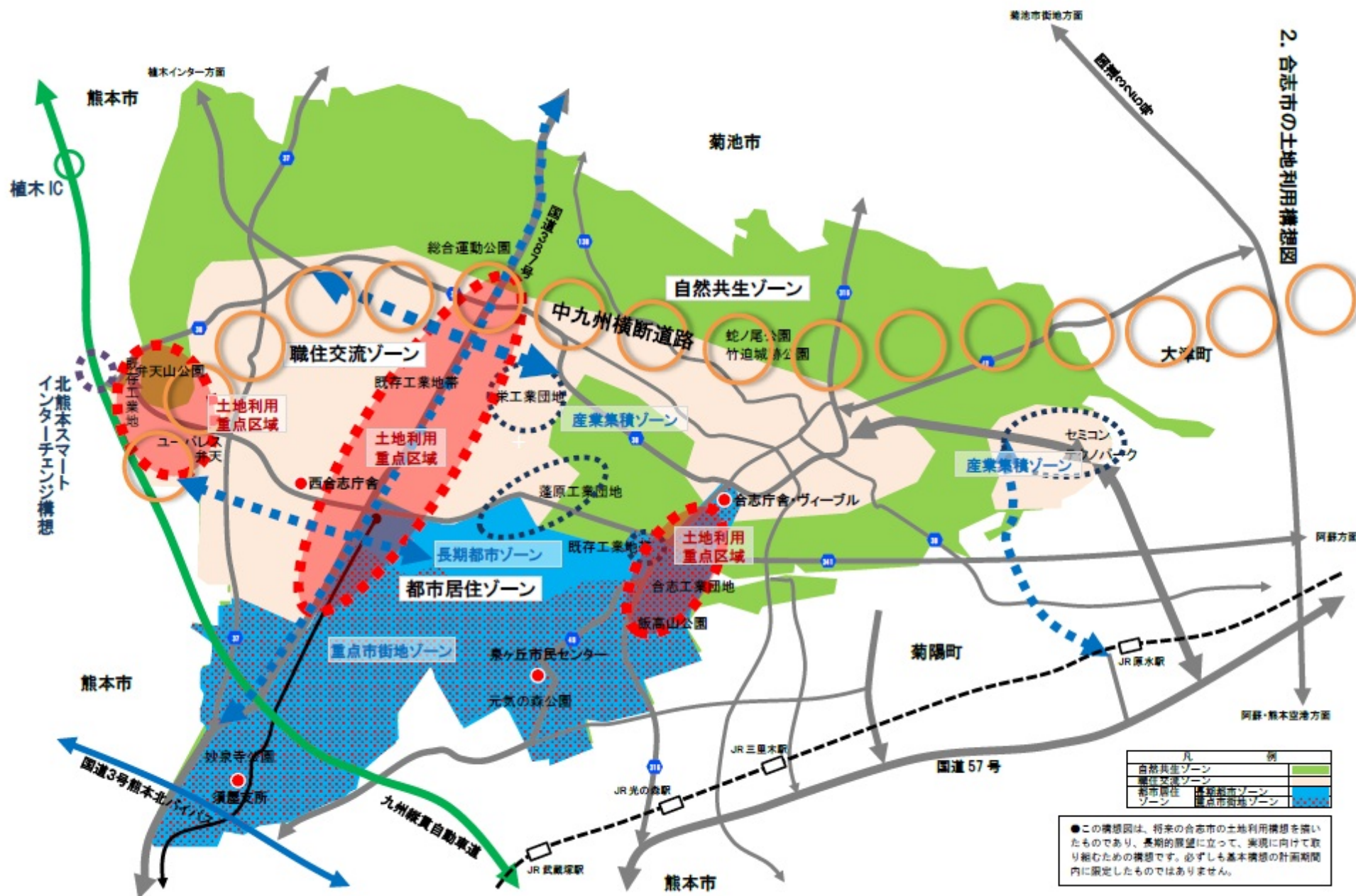
熊本高等専門学校や九州沖縄農業研究センター、熊本学園大学グラウンド、熊本再春荘病院などの機関が立地しており、それぞれが広大な敷地を有しているという特性を活かし、新たな研究機関や大学研究室の誘致と、それら施設の市民利用サービス機能などの集積を推進します。国道387号を熊本市方面から北上したとき、当該地区は合志市らしい独特の景観を呈するところであり、そこにアカデミックな雰囲気を生み

出すことで、市全体のまちのイメージアップを図ります。

⑥野々島地区（北熊本スマートＩＣ周辺）…北熊本スマートＩＣを活かした商工業の集積

既存事業所の機能強化及び新設備の導入を促進するとともに、企業誘致と雇用創出を図ります。併せて、健康増進やレクリエーションの場としての弁天山やユーパレス弁天を連携させ、この一帯を、阿蘇までを視野に入れた広域観光ルートの玄関口としてサービス機能の充実・誘致を図ります。

2. 合志市の土地利用構想図



第9節 行財政改革

「合志市行政改革大綱※」を基本方針として、「合志市集中改革プラン※」を着実に実行していくとともに、総合計画と同じ期間における「合志市財政計画※」を策定し、市政の健全な運営に努めます。

※合志市行政改革大綱

この大綱では、「合志市新市建設計画」と整合性を図りながら、社会情勢の変化に柔軟に対応する財政基盤の確立と、行政運営から行政経営への転換という新たな視点に立ち、多様化する市民ニーズに対応していくことを念頭においています。そして、市民と行政が一体となって行財政の総点検を行い、首長の強いリーダーシップのもと、大綱の実現に向け、さらに一層の行政改革に取り組んでいくこととしています。

・ 推進期間 平成28年度～平成32年度（5年間）

※合志市集中改革プラン 平成18年12月制定

このプランは、計画期間を平成18年度から平成22年度までの5年間として、国が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、合志市行政改革大綱に掲げた内容から、今すぐに取り組むべき事項を、可能な限り目標の数値化や具体的指標を用いて市民にわかりやすく明示することを基本に策定しています。

・ 計画期間 平成28年度～平成32年度（5年間）

※合志市財政計画

この計画は、合志市総合計画との整合性を図り、市税などの歳入の予測及び歳出の見通しを中長期的な視点から示し、計画的な財政運営を推進するため、一般会計を対象に策定するものです。予算編成や行財政運営の指針として活用していくものであり、社会経済情勢の変化や地方財政制度の動向等に大きく左右されることから、必要に応じ見直しを行なっていくこととしています。

・ 計画期間 平成28年度～平成35年度（8年間）

第1章 《第1期 基本計画》

基本構想で示した「施策の大綱」に沿って、まちづくりの政策（基本方針）の実現に向けて、多彩な取り組みを展開していきますが、基本計画では、その計画期間（平成28年度から平成31年度まで）の3年間の中で取り組む『施策』の内容を示します。

施策体系別計画

1. 施策体系表

施策体系別計画では、まちづくりの政策（基本方針）ごとに、それぞれの『施策』の内容を示します。

また、『施策』の成果を向上させ、目標を達成するための「施策の柱」について、その体系を示し、具体的な取り組み内容を表現します。

施策体系表

政策名 (基本方針)	第1期基本計画「施策」	施策の柱
Ⅰ 自治 の 健康	1 市民参画によるまちづくりの推進	1 地域づくり(まちづくり)人材の育成
		2 地域づくり(まちづくり)活動機会の確保
	2 行政改革の推進	3 計画的な施策・事業の推進
		4 職員の人材育成と効果的な組織運営
		5 広聴・広報機能の充実
		6 情報化の推進
		7 市民サービスの向上
		8 会計の適正な処理
		9 評価機能の確保
		10 開かれた議会の推進
		11 戦略的政策の推進
		12 公有財産の管理運営
	3 財政の健全化の推進	13 財政事務の適正な執行
		14 自主財源の確保
Ⅱ 福祉 の 健康	4 子育ての支援の充実	15 子育ての経済的負担の軽減
		16 子育てと仕事の両立支援
		17 地域における子育て支援
		18 相談支援体制の充実
	5 健康づくりの推進	19 病気にならない生活習慣の確立
		20 病気の早期発見
		21 地域医療体制の充実
		22 保険医療制度の健全な運営
	6 社会福祉の推進	23 地域福祉の推進
		24 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援
	7 高齢者の自立と支援体制の充実	25 高齢者の社会参加の促進
		26 介護保険サービスの適切な提供
		27 高齢者の介護予防の推進
		28 高齢者の生活支援の充実
	8 障がい者(児)の自立と社会参加の促進	29 障がい者(児)への総合的な支援及び福祉サービスの充実
		30 障がい者(児)への社会参加の促進

政策名 (基本方針)	第1期基本計画「施策」	施策の柱
Ⅲ 教育の健康	10 義務教育の充実	31 学力の向上
		32 指導力の向上
		33 徳育の推進
		34 体育の推進
		35 食育の推進
		36 義務教育施設の整備
	11 生涯学習の推進	37 学習の啓発と参加機会の提供
		38 生涯学習団体の育成
		39 生涯学習施設(環境)の整備
	12 生涯スポーツの推進	40 スポーツの啓発と参加機会の提供
		41 スポーツ団体の育成
		42 スポーツ施設(環境)の整備
	13 人権が尊重される社会づくり	43 人権尊重についての理解と相談体制の充実
		44 人権教育啓発活動実践の推進
		45 男女共同参画社会の実現
	14 歴史・伝統文化を活かした郷土愛の醸成	46 歴史・伝統文化(文化財を含む)の保護と継承
Ⅳ 生活環境の健康	15 危機管理対策の推進	47 危機管理対策
	16 防災対策の推進	48 災害予防対策
		49 災害応急対策
		50 災害復旧対策
	17 交通安全対策の推進	51 交通安全意識の高揚
		52 交通事故防止対策の推進
		53 防犯意識の高揚と地域防犯対策
	18 防犯対策の推進	54 防犯に関する環境整備
		55 消費者保護の充実
		56 環境衛生の充実
	19 住環境の充実	57 公営住宅の充実
		58 公園など身近な住環境の整備とみどりの保全
	20 水環境の保全	59 地下水のかん養と河川、池沼の汚染防止
	21 水の安定供給と排水の浄化	60 水の安定供給
		61 排水の浄化
Ⅴ の都 健市 康基 盤	22 廃棄物の抑制とリサイクルの推進	62 ごみの発生抑制とリサイクルの推進
		63 廃棄物の適正処理
	23 地球温暖化防止対策の推進	64 地球温暖化防対策の推進
		65 計画的な市街地の形成
Ⅵ 産業の健康	24 計画的な土地利用の推進	66 計画的な道路の整備
	25 計画的な道路の整備	67 道路環境の整備
	26 公共交通の充実	68 公共交通の利便性の向上
Ⅵ 産業の健康	27 農業の振興	69 生産基盤の確保と経営力の強化
		70 後継者の育成
		71 関係機関との連携の強化
	28 商工業の振興	72 人材確保と生産・販売力の強化
		73 異業種連携の促進
	29 企業誘致の促進と働く場の確保	74 企業誘致の促進
		75 雇用環境の充実支援と就業機会の確保

2. 施策体系別計画の考え方

- ①施策体系別計画では、行政評価システムとの連動をより明確にするため、施策の目的を「対象」と「意図」に分解し、次のように表現します。

施策の目的	対 象	この施策によって、働きかける相手（何？・誰？）
	意 図	対象をどのような状態にするのか 対象がどのような状態になればよいのかを表す。

- ②意図の達成度合いを「成果」として表現します。計画の目標値を成果指標で示し、実施後の実績は、評価に活用して進行管理を行います。

成果	成果指標	意図の達成度を測る指標です。 平成 26 年度の現状値を示し、平成 28 年度から平成 31 年度までの成り行き値と目標値を示します。
----	------	--

- ③現状と今後の状況変化

⇒ 施策について、本市の特徴や現在の状況を分析します。
また、施策を取り巻く状況が、今後どのように変化するかを予測を表現します。

- ④課 題 ⇒ 現状と今後の状況変化を前提として、基本計画期間を見据えて、施策毎にどのような課題を解決していかなければならないかを示します。

- ⑤施策の目標設定とその根拠

⇒ 現状と今後の状況変化、課題を認識したうえで、基本計画期間内の目標と値を設定した根拠を示します。

・成り行き値 = 設定にあたっては、現状に対し何も策を講じず、現状のままの取り組みを続けた場合の成果指標の推移を成り行き値として想定します。

・目標値 = 施策を講じることによって目標値と成り行き値を比較しながら、どのように推移するかを根拠を明らかにして、平成 31 年度目標値を設定します。

- ⑥施策の方針 ⇒ 基本計画期間内の施策の基本的な取り組み方針を示します。

- ⑦協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）

⇒ 市が自立するには行政の力だけでは限りがあります。
市民の皆さんには自主的な活動の方向や地域での取り組み、市の主体的な関わりについて、自助、共助、公助という役割分担を明らかにして示しています。

- ⑧施策の展開（施策の柱）

⇒ 施策の目標を達成するために取り組んでいく、基本的かつ主要な事業について、事務事業と結びつけるために設定して取り組みます。

3. 施策体系別計画

政策(基本方針)Ⅰ 自治の健康

1	施策名	市民参画によるまちづくりの推進
---	-----	-----------------

①目的と施策の方針

対象：市民	意図：まちづくり活動に参画する
-------	-----------------

成 果 指 標	単 位
A：地域の活動やボランティア活動、NPO活動などに参加している市民の割合 〔市民アンケート〕	%
B：市の行う説明会や行事、イベントなどに参加している市民の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成26年度現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	64.6%	成り行き値	64.3%	64.0%	63.7%	63.4%
		目標値	65.0%	65.5%	66.0%	66.5%
B	74.1%	成り行き値	74.1%	74.1%	74.1%	74.1%
		目標値	74.3%	74.5%	74.7%	74.9%

成果指標の目標設定とその根拠	A：成り行き値は、本市の平成24～26年度の市民意識調査結果を参考に平成31年度まで微減傾向で推移すると考える。 目標値は、自治基本条例をもとにしたまちづくりに引き続き取り組むとともに、転入により増加している新たな市民に対し自治会や区と協力して地域活動などへの参加を働きかけ、また、ボランティア活動やNPO活動に取り組んでいる団体等への支援をさらに強めることで、毎年0.5%の増を目標値とした。 B：成り行き値は、平成27年1～2月に実施した本市の総合計画と合併に関する市民意識調査の結果をもとに、平成31年度までこのまま推移すると考える。 目標値は、市の行う説明会や行事、イベントなどを更に魅力あるものとし、広報紙やホームページなどで市民への周知を図ることで、毎年0.2%の増を目標値とした。
----------------	---

施策の現状と今後の状況変化	・自治基本条例の認知度があまり上がっていない。 ・転入による人口の増加に伴い、新しい市民に対する地域づくりの意識を高める取り組みが必要となっている。 ・高齢化がさらに進み、一部地域では地域活動を維持することが困難となってくる事が予想される。 ・市地域づくりネットワークが設立されたが、加入団体は減少傾向にある。
---------------	--

施策の課題	・自治基本条例の認知度を高め、いかに市民・議会・執行部が協働し、まちづくりを進めていくかが課題 ・市民参画の柱となるリーダーの育成 ・自治会や区の取り組みを活性化させる啓発と地域活動の担い手の育成 ・地域コミュニティ活動のあり方について要検討 ・魅力ある行事やイベントの開催と、より有効な周知方法の検討 ・市地域づくりネットワーク加入団体の減少の抑止と、新規団体の設立支援
-------	---

施策の方針	・自治基本条例に基づき、市民参画を促すための情報提供を積極的に行い、協働によるまちづくりを進めていく。
-------	---

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・自治基本条例に基づいた協働のまちづくりを行う。 ・参画と協働にあたっては、自らの発言や行動に責任を持つ。 ・自治につながることを認識して積極的に地域づくり、まちづくり活動に参加する。 ・自治への関心を持ち、自ら情報を得て、積極的な参画に努める。 ・地域社会との調和に努める。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・自治基本条例に基づいた協働のまちづくりを行う。 ・市民の参画の機会の拡充 ・市民の意見提案を総合的に検討し結果に対して説明責任を果たす。 ・市の方向とまちづくりの理念を広く市民に示す。 ・地域のまちづくりに対して支援を行う。 ・市民と情報を共有するため、わかりやすく情報を公開する。

政策(基本方針)Ⅰ 自治の健康

2	施策名	行政改革の推進
---	-----	---------

①目的と施策の方針

対象：市役所、市職員	意図：市民に信頼される組織になる
------------	------------------

成 果 指 標	単 位
A：集中改革プランの取り組み実績〔別指標〕	%
B：市役所が信頼できる組織だと思ふ市民の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成 26 年度現状値	数値区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	—	成り行き値	83.0%	88.0%	93.0%	98.0%
		目 標 値	85.0%	90.0%	95.0%	100.0%
B	71.7%	成り行き値	72.0%	72.0%	72.0%	72.0%
		目 標 値	73.0%	75.0%	77.0%	79.0%

成果指標の目標設定とその根拠	A：成り行き値は、第 2 期集中改革プラン（平成 23～27 年度）の実績をもとに設定した。 目標値は、毎年度の計画に基づきスピード感を持って実行することを目標とし、平成 31 年度には 100%の達成を目指すとして設定した。 B：成り行き値は、過去の市民意識調査において合併の翌年度（56.2%）から平成 25 年度（72.5%）までは毎年増加し平成 26 年度（71.7%）は微減となっている状況から、平成 31 年度まで現状維持で推移すると設定した。 目標値は、自治基本条例が定める市の執行機関（市長・市職員）の責務と役割を果たすことで、毎年 2%ずつ成果を伸ばすことができると考え、平成 31 年度目標値を 79.0%に設定した。
----------------	---

施策の現状と今後の状況変化	・職員の人材育成基本方針に基づき人事評価制度を本格導入し、目標管理等の評価プロセスにより人材育成を図っている。 ・人口が増える中、適正な職員配置を求める声があり、又、新たな国の方策等による地方自治体を取り巻く環境の変化への対応も合わせて検討を行う。 ・現在分庁方式を継続しているが、健康都市こうしの実現とサービスの総合力強化を目指し、窓口業務改善を含めた庁舎のあり方の検討を進めていく。 ・平成 28 年 1 月の社会保障・税番号制度の開始に伴い、更なる住民サービスの向上や業務の効率化が図られる。 ・地方創生等により予算規模が拡大し今後の事務処理において会計帳票等関係書類の増加や多様化が予想される。 ・選挙権が 18 歳以上に引き下げられる見通しとなり、若い世代の政治への関心が高まってくると考えられる。 ・市財政の健全化や市民サービスの維持・向上のため、PPP（官民連携）を活用することが求められてくる。
---------------	---

施策の 課題	・市役所に対する市民の評価を上げるための、自治基本条例への取り組み ・職員の質の向上を図ることによる、市役所の信頼性向上、市民との信頼関係構築 ・適正な職員数の研究分析と、効果的な組織の検討 ・広報紙の充実と効果的な情報発信の検討 ・職員（正規、嘱託、臨時職員）の意識改革と市民サービスの充実 ・PPP（官民連携）による事業推進 ・行政評価システムと連携した人事評価制度の構築に向けた取り組み ・行政評価システムの活用と市民への周知 ・予算執行におけるより確実に効率的な事務処理 ・市民と密接したより質の高い議会活動
-----------	---

施策の 方針	・職員の育成と効果的な組織運営 ・計画的な施策・事業の推進 ・スピード感のある行政経営の推進
-----------	--

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・納税の義務を果たし、受益者負担を行う。 ・行政に対して関心を持ってもらう。 ・自治の主体者であることを自覚し、参画と協働に努め、自らの発言と行動に責任を持つ。

イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・市民と協働するために徹底した情報公開を行い、説明責任を果たす。 ・市職員は、まちづくりの課題を解決する能力の向上に積極的に努める。 ・市職員は、地域活動に参加し地域の声を聴く。 ・職員の人材育成を行い、サービスの向上に努める。
-------------------	---

政策(基本方針)Ⅰ 自治の健康

3	施策名	財政の健全化の推進
---	-----	-----------

①目的と施策の方針

対象：市の財政	意図：健全な財政状況を保つ
---------	---------------

成 果 指 標	単 位
A：実質公債費比率	%
B：基金残高（財政調整基金）	千円
C：税収納率（現年度）	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	7.1%	成り行き値	6.0%	6.4%	7.7%	8.8%
		目標値	6.0%	6.4%	7.7%	8.7%
B	3,743,276 千円	成り行き値	3,350,000 千円	3,510,000 千円	3,349,000 千円	2,867,000 千円
		目標値	3,870,000 千円	3,809,000 千円	3,792,000 千円	3,610,000 千円
C	99.04%	成り行き値	98.50%	98.50%	98.50%	98.50%
		目標値	98.60%	98.70%	98.80%	98.90%

成果指標の目標設定とその根拠	A：成行き値は、普通建設事業の伸びに伴う合併特例債の発行増額により公債費残高が増加することとなり、実質公債費率の数値が悪化するとして、平成31年度8.8%に設定した。目標値は、普通建設事業費を2.0%から3.5%削減することで、平成31年度8.7%に設定した。 B：成行き値は、社会保障関係経費と普通建設事業に係る公債費が増加すること等を踏まえ、毎年度の収支均衡を図るための財源不足を財政調整基金から取り崩すこととして、平成31年度2,867,000千円に設定した。目標値は、収支均衡を図るための財源対策として、ある程度の取り崩しが想定されるものの、普通建設事業費を2.0%から3.5%削減することで、平成31年度3,610,000千円に設定した。 C：平成26年度の経済動向をみると、地方の好循環拡大に向けた緊急経済対策等の各種政策の推進により、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。成り行き値については、今後の人口増加による給与所得者の増加により、収納率の向上が見込まれるが、法人市民税は景気の動向に左右されることから、現状値で設定した。目標値については、県との連携を図り滞納整理体制確立、新規滞納者への早期対応や滞納処分の強化を引き続き行い、また、業務の効率化・職員の育成を図りながら収納率向上に努めることで設定した。
----------------	--

施策の 現状と 今後の 状況変 化	・市民の財政運営に対する関心が高まり、歳入増や歳出削減についての意見が増えている。 ・財政健全化法に基づいた、早期健全化基準をクリアしていますが、今後も引き続き計画的な財政運営が求められる。 ・歳入については、法人市民税の増減が著しく、地方交付税決定額にも影響があり財政見通しが困難な場合がある。 ・普通交付税の合併算定替が終了し、一本算定に向けて段階的に減額が行われる。 ・歳出については、扶助費等の増加による義務的経費が増加し、毎年度、財源不足が生じていますが、今後も人口増加が進み、義務的経費の増加が予測される。 ・地方創生関連の取り組み実施による事業予算が必要となってくる。 ・財政計画に基づく計画的な財政運営への取り組みを行ってきましたが、常に経済状況に合わせた財政計画の見直しが必要となっている。 ・資産や債務の正確な把握と管理、財務情報の分かりやすい開示などを目的として、全国統一的な「新地方公会計」の整備が進められていく。 ・新規滞納者への早期対応や滞納処分の強化により、市税収納率は向上していますが、今後の経済状況の変化によっては、収納率の減少も懸念される。
--	--

施策の 課題	・平成 27 年度に普通交付税の合併算定替が終了し、平成 32 年度の一本算定に向かって平成 28 年度から段階的に減額が行われ、今後ますます厳しい財政事情となることが予測されるため、これまで以上の自主財源の確保と、歳出の抑制が必要となる。 ・合併特例債も平成 32 年度までと期間延長になり、必要な行政水準を確保するためには、一定の起債借入れは必要になるので、将来の償還を考慮したバランスのよい財政運営を行う必要がある。 ・年度によって生じる財源の不均衡（法人市民税の増減等）を調整するために設置している財政調整基金は、合併当初の約 16 億円から約 37 億円（平成 26 年度末）へ増えていますが、今後、交付税の減額や大規模事業の実施などにより毎年度の予算編成において、取り崩しを行う必要が予測され、基金総額の減少が課題となる。 ・大規模事業の実施にあたっては、PF I・PPP など活用により歳出予算の圧縮を図っていく必要がある。 ・人口増加と高齢化に伴い増えていく扶助費や人件費・物件費などについて、今後どのように対応していくかが課題である。 ・公共施設の老朽化が進んでおり、計画的な維持補修や更新による財政負担の平準化が必要となる。 ・市税等における高額滞納者に対する収納対策が課題となる。
-------------------	---

施策の 方針	・計画的な財政運営と将来負担を見据えた財政の健全化 ・市税等の収納率の向上と政策推進による自主財源の確保
-------------------	---

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・ 納税の義務を果たし、受益者負担を行う。 ・ 市の財政運営に対して関心を持ち、経費節減について自らできる部分は自分たちで行う。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・ 分かりやすい情報公開を行い、市民への説明責任を果たす。 ・ 財政改革をすすめ、経費節減を行う。 ・ 財政計画の進行管理を適正に行う。 ・ 財政運営に関する職員の意識改革を図る。 ・ 自主財源の確保に努める。

政策(基本方針)Ⅱ 福祉の健康

4	施策名	子育ての支援の充実
---	-----	-----------

①目的と施策の方針

対象：子育て世帯	意図：子育てに思い悩むことが少ない
----------	-------------------

成 果 指 標	単 位
A：子育てに関する悩みを抱える世帯の割合〔市民アンケート〕	%
B：子育てのための経済的支援が充実していると感じる世帯の割合〔市民アンケート〕	%
C：子どもの安全（犯罪、事件、事故など）に不安を感じる世帯の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	62.0%	成り行き値	62.0%	62.0%	62.0%	62.0%
		目標値	61.5%	61.0%	60.5%	60.0%
B	64.7%	成り行き値	64.7%	64.7%	64.7%	64.7%
		目標値	65.0%	65.5%	66.0%	66.5%
C	35.7%	成り行き値	35.7%	35.7%	35.7%	35.7%
		目標値	35.0%	34.5%	34.0%	33.5%

成果指標の目標設定とその根拠	A：子育てに関する悩みを抱える世帯の割合の成り行き値は、現状のまま推移する考え、平成31年度まで62.0%と設定した。目標値については、トータル的な子育てに関する悩みを抱える世帯の割合はあまり変化がないと考えられることと、B,Cの目標値を達成することを前提に、少しずつ減少するとして平成31年度には60.0%となると設定した。 B：子育てのための経済的支援が充実していると感じる世帯の割合の成り行き値は、短期的には変わらないと判断して平成31年度まで同水準で推移すると設定した。目標値は、家庭の経済状況は国の経済状況の影響が大きいことから大幅な好転は見込めないと考えるが、こども医療費の対象範囲を小学6年生から中学3年生まで拡大することを検討しており、拡大を実施することなどで、少しずつ向上するとして平成31年度には66.50%となると設定した。 C：子どもの安全（犯罪、事件、事故など）に不安を感じる世帯の割合の成り行き値は、社会情勢を勘案するとあまり変化しないと予想され、平成31年度まで35.7%で推移すると設定した。目標値は、地域ぐるみの取組を支援することで不安を解消できると考え、平成31年度には33.5%となると設定した。
----------------	--

施策の現状と今後の状況変化	・子どもの人口は増加傾向にあり、今後も継続する見込である。 ・若い世代の離婚の増加により、ひとり親家庭が増加傾向にある。 ・家庭児童相談、児童虐待相談等の児童に関する相談等が増加傾向にある。 ・子どもを産み育てる若い世代の未婚率が、女性、男性ともに、おおむね上昇傾向にある。 ・市の女性の就業率は、全国と比較すると高いレベルにある。 ・市が実施している子育て支援事業の周知度と利用状況は、事業によって差はあるが、周知度は高いものの、利用した割合はそれに比べ低くなっている。その一方、今後の利用意向は利用状況と比べると高くなっている。 ・平成 27 年度から、全国で「子ども・子育て支援新制度」が導入された。また、市は平成 27 年 3 月に、「合志市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。
---------------	---

施策の課題	・地域における子育て支援の充実 ・子どもと母親の健康の確保および増進 ・子どもの健やかな成長のための教育環境の整備 ・子どもの安全確保と生活環境の整備 ・男女共同参画とワークライフバランスの推進 ・要保護児童等へのきめ細かい対応の推進
-------	--

施策の方針	・多様な子育て支援サービスの充実 ・子育ての負担感・不安感を解消するための体制の整備 ・子どもたちの心身の健やかな成長の支援 ・地域における子育て力の強化
-------	--

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・地域は、地域の子どもの見守り、子育て相談、交流会等を推進する。 ・企業、事業所は、子育て家庭が子育てと仕事の両立ができるよう、育児休業制度などの支援体制の充実を図る。 ・市民は、地域とともに子どもを見守り、育てる。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・子育て家庭が、子育てと仕事を両立できるよう、施設の充実を図る。 ・子育てに関する各種支援を行う。 ・子育てに関する相談支援体制の充実を図る。 ・子育て支援サービス事業の充実を図る。 ・国と県は、企業や事業所等に対して、子育て家庭の親が子育てと仕事の両立ができるような労働条件の整備を図る。

政策(基本方針)Ⅱ 福祉の健康

5	施策名	健康づくりの推進
---	-----	----------

① 目的と施策の方針

対象：市民	意図：心身ともに健康な状態になる
-------	------------------

成 果 指 標	単 位
A：心身が健康だと感じる人の割合【市民アンケート】	%
B：日頃から健康づくりに取り組んでいる人の割合（市の健康づくり事業・ラジオ体操・ウォーキング等）【市民アンケート】	%
C：一人当たり医療費（国保）【別指標】	円
D：一人当たり医療費（高齢）【別指標】	円

成果指標	平成 26 年度現状値	数値区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	53.7%	成り行き値	53.8%	53.8%	53.8%	53.8%
		目 標 値	54.0%	54.1%	54.2%	54.3%
B	48.5%	成り行き値	48.5%	48.5%	48.5%	48.5%
		目 標 値	48.6%	48.7%	48.8%	50.0%
C	373,016	成り行き値	374,881	376,755	378,639	380,532
		目 標 値	373,762	374,510	375,259	376,010
D	990,000	成り行き値	1,010,000	1,020,000	1,030,000	1,040,000
		目 標 値	1,005,000	1,015,000	1,025,000	1,035,000

成果指標の目標設定とその根拠	A：心身が健康だと感じる人の割合は、社会情勢を勘案すると、ストレス等の蓄積により現状の水準により推移すると考え、平成 31 年度成り行き値を 53.8%に設定しました。目標値については、今後も啓発活動や生活習慣病の発症予防教室等の健康づくり関連事業を続けていくことで、成り行き値より若干増加し微増で推移すると考え、平成 31 年度を 54.3%に設定しました。 B：成り行き値は、過去の実績値を踏まえ平成 26 年度水準で推移すると考えられます。目標値については、地域でのラジオ体操、健康ステーションの活用、ウォーキングコースの設定等により、健康づくりに取り組む環境が整うことから、平成 31 年度は 50%を設定しました。 C：国保被保険者の 1 人当たり医療費については、過去の実績から成り行き値では 0.5%の伸びで推移すると考え、平成 31 年度を 380,532 円と設定した。目標値については特定健診の受診率を向上させることで、増加率を 0.2%に抑え、目標値を 376,010 円に設定した。 D：後期高齢者の一人当たり医療費については、今後も高齢化の進展が見込まれるため 1%の伸びで推移すると考え、平成 31 年度を 1,040,000 円と設定した。目標値については、後期高齢者健診、人間ドックの受診率の向上を図ることにより伸び率を 0.5%に抑え、目標値を 1,035,000 円に設定した。
----------------	---

施策の現状と今後の状況変化	・健康づくり事業への参加者が増えてきており、啓発活動の効果が少しずつ現れていると考えられる。 ・健康づくりの活動に関わるボランティア（食生活改善推進員・健康づくり推進員・母子保健推進員など）の数が増えており、市民主体の活動が広がることが期待できる。 ・今後 10 年間で高齢人口が急増することが予想されるため、健康な高齢期を迎えるために 50 歳代からの生活習慣病対策が急務である。 ・加入している保健組合に関わらず、一貫した健康づくり対策ができるよう保険者間の連携が必要であることから、全国健康保険協会や医療機関と包括協定を締結し、市の事業への連携・協力を行うこととしている。 ・社会情勢や経済不安など厳しい世相を反映してか、対応が難しい事例（病院受診拒否、自殺、虐待等）が増加している。丁寧に個別の対応をする必要がある。 ・一人当たり医療費は毎年増加しており、抜本的な制度改正がなければ増加傾向のまま推移していくと予想される。 ・特定健診の受診率が毎年低下している。啓発活動は行っているが、受診率向上にはつながっていない。 ・平成 30 年度から国保の運営責任が都道府県へと移行することに伴い、新たな財源措置が予定されており、国保財政が現状より好転することが期待される。
---------------	--

施策の課題	・がん検診、特定健診等の受診率向上の推進 ・ひとりひとりが生活習慣を見直し、健康が維持できる予防活動の推進 ・健康づくりを普及するボランティアの育成を継続的に行之、市民が市民を支える仕組みづくりの推進 ・いつでも、どこでも、誰でも気軽に健康づくりが始められる環境の整備。 ・健康づくりを推進するため、関係機関との連携強化の推進 ・病気の予防、早期発見・早期治療による医療費の削減につながる啓発の推進
-------	--

施策の方針	・生活習慣病予防の必要性を啓発し、病気の発症予防に努める。 ・関係機関と連携し、健康づくり事業を乳児期から高齢期まで切れ間なく展開していく。 ・関係課や地域との連携を図り、健康づくりに対する意識を高めていく。 ・啓発を通して検診率を向上させることで、予防医療に努める。
-------	---

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・市民は、一人ひとりが食事、運動、休養などに留意し、健康づくりに努める。 ・市民は、検診をすすんで受診し病気の早期発見に努める。 ・市民は、かかりつけ医を持ち早期治療と健康管理に努める。 ・地域は、地域ぐるみでの健康づくりに努める。（スポーツ大会・レクリエーション・健康教室、ラジオ体操等の開催）
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・市は、健康づくりに関する啓発を行っていく。 ・市は、健診の実施、家庭訪問、健康相談、健康教育、予防接種などの保健サービスを行う。 ・市は、医療機関（医師会）や関係機関（国保連合会、協会けんぽ等）との連携強化を図る。 ・市は、市民を支えるボランティアの人材育成を行う。

政策(基本方針)Ⅱ 福祉の健康

6	施策名	社会福祉の推進
---	-----	---------

①目的と施策の方針

対象：市民	意図：住み慣れた地域で生きがいのある自立した日常生活を営むことができる
-------	-------------------------------------

成 果 指 標	単 位
A：住み慣れた地域で生活できていると感じる市民の割合〔市民アンケート〕	%
B：生きがいがあると答えた市民の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成 26 年度現状値	数値区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	73.1%	成り行き値	72.7%	72.6%	72.5%	72.4%
		目 標 値	73.7%	74.0%	74.3%	74.7%
B	75.0%	成り行き値	74.7%	74.6%	74.5%	74.4%
		目 標 値	75.6%	75.9%	76.2%	76.5%

成果指標の目標設定とその根拠	A・B 共通 成り行き値は、過去の実績を踏まえ平成 31 年度を 72.4%と設定した。目標値は、社会福祉協議会や各種住民団体と連携しながら、地域福祉事業をさらに進めていくこと、また生活困窮自立支援制度が始まったことなど、地域での生活安心感が高まると考え、微増と設定した。
----------------	--

施策の現状と今後の状況変化	市民が安心して生活するための最後のセーフティネットである生活保護制度は、この数年間で進行する高齢化、離婚の増加などにより、急激に増加していくことが考えられる。今後もさらに経済的な生活格差は広がり、生活困難者等への支援需要が大きく増加すると思われる。 しかしながら、「生活困窮者自立支援法」が施行され、平成 27 年度から自立相談支援事業が始まったことにより、生活保護に至る前段階からさまざまな相談に応じ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活相談をはじめ就労などの支援が充実してくる。 また、避難行動要支援者制度の整備を行うことから、地域の支え合いが進むきっかけになるとと思われる。
---------------	--

施策の課題	・地域福祉の推進には住民同士の連携強化が欠かせませんが、少子高齢化の進展に伴い、地域での連携意識が希薄化していく中で、ボランティア組織の育成や支え合いの仕組みづくりなど、地域住民自身が地域福祉の担い手となれるような方策が必要 ・地域福祉の重要な担い手である民生・児童委員の活動が活発になることは、地域福祉の推進につながるが、民生・児童委員への依存度も高く、生活困窮者制度など新たな制度も出てくるなど、業務も複雑多様化していることから、民生・児童委員への負担が大きくなっていく。この負担軽減のためにも地域の自治会など地域の各組織の協力や役割分担などが必要となる。
-------	---

施策の方針	・地域福祉計画に基づき、地域で支えあう協働による地域福祉活動の仕組みづくりを確立する。 ・生活保護世帯や生活困窮者世帯の自立に向けた支援体制を充実する。 ・避難行動要支援者に必要な体制を整え、併せて地域支援の意識向上を推進する。
-------	--

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・避難行動要支援者の情報を地域の防災組織などと共有し、地域住民同士の支援体制の構築を行う。 ・地域活動やボランティア活動に積極的に取り組む意識を持つ。 ・支援を必要とする人を地域で支え合うという地域福祉の仕組みづくりに取り組む。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・相談体制の充実。 ・社会福祉協議会と連携し、地域活動やボランティア活動の支援を行う。 ・災害時のボランティア活動への拠点整備。 ・福祉活動に関する PR。

政策(基本方針)Ⅱ 福祉の健康

7	施策名	高齢者の自立と支援体制の充実
---	-----	----------------

①目的と施策の方針

対象：高齢者	意図：住み慣れた地域で生きがいのある自立した日常生活を営むことができる
--------	-------------------------------------

成 果 指 標	単 位
A：住み慣れた地域で生活できていると感じる高齢者の割合〔市民アンケート〕	%
B：生きがいがあると答えた高齢者の割合〔市民アンケート〕	%
C：要介護認定者数〔別指標〕	人

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	79.2%	成り行き値	78.6%	78.4%	78.2%	78.0%
		目標値	79.2%	79.5%	79.8%	80.2%
B	78.2%	成り行き値	76.2%	75.2%	74.2%	73.2%
		目標値	80.8%	80.8%	80.8%	80.8%
C	2,387人	成り行き値	2,498人	2,496人	2,598人	2,700人
		目標値	2,478人	2,476人	2,578人	2,680人

成果指標の目標設定とその根拠	A：成り行き値は、今後も高齢者人口、特に後期高齢者人口の増加が見込まれることから在宅生活が困難となる高齢者が増加することが考えられるため今後減少すると考え、平成31年度、78%に設定した。 目標値は、高齢者数、介護認定者数は増加するが高齢者を地域で支える体制を構築することにより80.2%と設定した。 B：成り行き値は、一人世帯や高齢者のみの世帯が増加することや過去4年間の実績値からみて、今後減少することが考えられるため73.2%に設定した。 目標値は、介護予防の推進、社会参加の促進を進めていくことで、平成31年度まで80.8%に設定した。 C：要介護（要支援）認定者は、過去5年間の平均では毎年100人ずつ増加しているが、平成28年度からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始により、要支援者が一時的に減少すると予測されるため、成り行き値は平成31年度、2,700人と設定した。目標値は、介護予防事業の実施により平成31年度、2,680人に設定した。
----------------	---

施策の現状と今後の状況変化	- 平成26年の本市の65歳以上の高齢者人口は12,691人となっており、5年前の平成21年に比べ2,037人（伸び率19.1%）の増加となっている。また、高齢化率でみると平成21年に19.4%であったものが、平成26年には21.6%となっており、今後も高齢者人口、特に後期高齢者人口の伸びが見込まれる。 - 高齢者人口の増加に伴い、要介護（要支援）認定者、認知症高齢者の増加が見込まれる。 - 老人クラブ会員数が年々減少傾向にある。
---------------	---

施策の 課題	・介護保険法の改正を踏まえ、支援が必要な高齢者の様々な状態に対応できるよう、きめ細かな介護予防や生活支援サービスの提供体制の構築が必要である。 ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアの視点から地域密着型サービス提供体制の基盤整備に引き続き取り組む必要がある。 ・認知症の方とその家族が安心して暮らせるよう、医療・介護・予防など、市民に関わる機関が連携できる体制づくりや地域全体で支える体制の整備が必要である。
-----------	--

施策の 方針	・高齢者の地域支援体制の推進 ・高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進 ・高齢者の自立支援と介護予防の推進
-----------	---

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・高齢者を理解して支える。 ・高齢者は地域の活動（老人クラブ、地域サロン等）に参加する。また、自分の生きがい・趣味を見つける。 ・地域・団体は高齢者にサークル活動や地域活動への参加を促す。 ・高齢者は、制度（介護保険・地域支援事業）を活用する。 ・シルバー人材センターは、高齢者の再雇用を進める。 ・生活・介護支援サポーターに登録し活動する。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・市民へ高齢者を支援するための啓発を行う。 ・各種団体（シルバー人材センター、老人クラブ、地域サロン等）への支援を行う。 ・高齢者を支援するための各種事業を実施し、介護保険事業の運営を行う。 ・高齢者の能力を活用できる場や制度の提供を（シルバー人材センター等）を行う。

政策(基本方針)Ⅱ 福祉の健康

8	施策名	障がい者の自立と社会参加の促進
---	-----	-----------------

①目的と施策の方針

対象：障がい者（児）	意図：適切な障害福祉サービスを受けながら社会生活、日常生活を営むことができる
------------	--

成 果 指 標	単 位
A：障害福祉サービス（訪問系）利用件数〔別指標〕	件
B：障害福祉サービス（日中活動系）利用件数〔別指標〕	件
C：障害福祉サービス（居住系）利用件数〔別指標〕	件

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	1,086 件	成り行き値	1,120 件	1,140 件	1,150 件	1,160 件
		目 標 値	1,130 件	1,150 件	1,160 件	1,170 件
B	3,642 件	成り行き値	3,750 件	3,800 件	3,840 件	3,870 件
		目 標 値	3,780 件	3,840 件	3,900 件	3,950 件
C	1,160 件	成り行き値	1,190 件	1,200 件	1,210 件	1,220 件
		目標値	1,200 件	1,220 件	1,240 件	1,250 件

成果指標の目標設定とその根拠	A：自宅での生活支援を必要とする人や行動上著しい困難がある場合の外出支援を必要とする人の社会参加が増えるためのサービスの利用状況を示す数値として、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用延べ件数を設定した。 B：常時介護を必要とする人への介護や身体機能のリハビリ、就労支援など、地域で安心して在宅生活を続けられるためのサービスの利用状況を示す数値として、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所支援の利用延べ件数を設定した。 C：地域生活への移行や施設に入所して、生活の拠点となる住居を定着し、安心して生活できるためのサービスの利用状況を示す数値として、共同生活援助（グループホーム）及び施設入所支援の利用延べ件数を設定した。
----------------	---

施策の現状と今後の状況変化	- 療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、各種サービスの利用率も伸びています。サービス利用の意向も高く、今後もサービス利用者は増加すると予想される。 - 障害者総合支援法の基本的考えである福祉施設入所者が地域生活へ移行を進めるという観点からも、今後自立訓練事業所などを利用し、グループホーム等に移行する人は増加すると考えられる。
---------------	---

施策の課題	障がい者の自立に向けた就労支援サービスは利用者も増加傾向にあり、受け入れ体制や賃金の確保など障がい者が安心して生活できるためには更なる取り組みが求められている。
-------	--

施策の方針	- 施設等と連携し、自立に向けた適正な支援サービスや生きがいがいづくりにつながるよう支援体制の充実を図る。 - 障がい者(児)に対する正しい理解のための啓発を行うとともに地域で支えあう地域支援体制を確立する。
-------	---

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	- 障がい者(児)を理解して支える。 - 障がい者は、地域の活動に参加をします。また、能力と適正に応じて就労する。 - 事業所は、障がい者の雇用を進める。 - 地域・団体は、サークル活動や地域活動への参加を促す。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	- 合志市障がい者計画に基づき、障がい者福祉施策を進める。 - 障がい者団体の活動を支援し、社会参加を促進する。

政策(基本方針)Ⅲ 教育の健康

9	施策名	義務教育の充実
---	-----	---------

① 目的と施策の方針

対象：児童、生徒	意図：知・徳・体・食のバランスが整い、 生きる力が身についている
----------	-------------------------------------

成 果 指 標	単 位
A：標準学力検査（NRT 検査）において全国標準値を 50 とした場合の児童・生徒の総合学力の平均値	学力偏差値
B：不登校の出現率（＝不登校生徒数／全児童・生徒数×100）	%
C：問題行動（いじめ、暴力等）の発生件数	件
D：体力テスト結果で「A～C」と判定される児童生徒の割合	%
E：朝食を欠食する児童・生徒の割合 ※毎日朝食を摂る習慣がない児童の割合	%
F：学校給食に地場産物（合志市産）を使用する割合（＝西合志第一小学校及び西合志中学校を除く給食調理場の地場産物の使用量/全使用量）	%

成果指標	平成 26 年度現状値	数値区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	52.4	成り行き値	52.4	52.4	52.4	52.4
		目標値	52.6	52.8	53.0	53.2
B	1.16%	成り行き値	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%
		目標値	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%
C	7 件	成り行き値	7 件	7 件	7 件	7 件
		目標値	6 件	6 件	5 件	5 件
D	72.3%	成り行き値	72.3%	72.3%	72.3%	72.3%
		目標値	72.5%	73.0%	73.5%	74.0%
E	1.96%	成り行き値	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
		目標値	1.9%	1.8%	1.7%	1.6%
F	36.2%	成り行き値	36.2%	36.2%	36.2%	36.2%
		目標値	38.0%	40.0%	41.0%	43.2%

成果指 標の目 標設定 とその 根拠	A：総合学力の平均値の成り行き値は、平成 26 年度結果が維持できるものと考え、28 年度以降各年度 52.4 と設定した。目標値は、第 2 期の実績を踏まえ最も高かった平均値 52.7%を計画年度内に超えるよう、学力充実の研究指定校制度や学力向上対策委員会の取組の更なる充実を図ることにより、平成 28 年度を 52.6 とし、以降各年度 0.2 ポイント増をめざし設定した。 B：不登校の出現率の成り行き値は、不登校者数の増加傾向、全国や熊本県の不登校状況を踏まえ、平成 28 年度以降を、平成 26 年度結果である 1.16%から 0.1% ずつ増加すると設定した。目標値は、各学校の取り組みや適応指導員、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の活用を充実させることで、平成 28 年度を 1.0%とし、4 年間で出現率を現状値から 0.2 ポイント減少で設定した。 C：不登校の出現率の成り行き値は、不登校者数の増加傾向、全国や熊本県の不登校状況を踏まえ、平成 28 年度以降を、平成 26 年度結果である 0.9%から 0.1% ずつ増加すると設定した。目標値は、各学校の取り組みや適応指導員、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の活用を充実させることで、平成 28 年度を 0.8% とし、4 年間で出現率を現状値から 0.2 ポイント減少で設定した。 D：体力テストで A. B. C ランク（平均値以上）と判定される児童生徒の割合の成り行き値は、平成 26 年度結果が維持できるものと考え平成 28 年度以降各年度 72.3%とした。目標値は、平成 30 年度までの小学校体育の社会体育への移行もあるが、これまでの実績値の推移と各学校の体力の実態から判断し、平成 28 年度を 72.5%に、校長会をはじめ体育主任会で小中連携の取り組みを強化し、平成 29 年度以降各年度 0.5 ポイントの増をめざし平成 31 年度 74.0%と設定した。 E：朝食欠食の児童生徒の割合の成り行き値は、かなり改善され期待値を上回る実績であること、生活様式の多様化などから、平成 26 年度の実績値から低くなると想定し、平成 28 年度以降 0.3%減少すると設定した。目標値は、取り組みを継続し、さらに各学校や家庭での食育推進の取り組みを充実させることで、平成 28 年度を 1.9%、以降各年度 0.1%減で平成 31 年度 1.6%と設定した。 F：地場産物の使用割合は、合志市産野菜の使用量を対象としている。平成 26 年度の調理場別使用割合は、給食センター 53.2%、単独校 24.1%の全体で 36.2%になっている。平成 28 年度の成り行き値は単独校の納入体制の整備が進んでいないことから 36.2%に設定した。また、目標値については、今後、関係者（生産者等）との連携が強化されることを見込み、43.2%に設定した。なお、学校給食で使用している米については 100%合志市産を使用している。
---	---

施策の現状と今後の状況変化	・ 宅地開発により、児童生徒数が増加している。平成 27 年 5 月 1 日現在で、平成 25 年度に比べ特に合志南小学校は、148 人、西合志東小学校が 51 人、西合志南小学校が 36 人、合志中学校が 83 人、西合志南中学校が 29 人の増加となっている。校舎増築で対応しているが、用地確保が難しく、今後も開発が続くと考えられることから、分離新設校の検討を行う必要がある。 ・ 地域によって児童数が大きく異なる。最も少ないのが西合志第一小学校の 74 人、最も多いのが西合志東小学校の 1,121 人。(平成 27 年 5 月 1 日現在) ・ 学校給食センターの新設についても、新設校の検討と合わせて行う必要がある。 ・ 新学習指導要領により、小学校、中学校の授業時間数増加に伴い、学力向上へ取り組み、標準学力検査による総合学力は上がっている。児童生徒の学力向上のため標準学力検査を実施し、結果を受け検証を行っていく。また、児童生徒の学習に対する意識やいじめを許さない意識の高まりも感じられるが、さらに高めていく取組を進めていく。 ・ 合志市の「教育基本計画」の実現のため年度ごとに「合志市教育努力目標」を定め、取り組みを行っている。 ・ 行政評価の中で教育委員会の自己点検・評価を行うとともに、外部評価委員会を設置し、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図っている。 ・ 小中学校全校（10 校）の研究指定を目指し取り組んでいる。なお、研究指定校の基礎学力は着実に伸びている。 ・ 問題行動は、徐々にではあるが確実に減少しており、全体として落ち着きが見られるようになった。今後も取り組みの強化を図ることで、児童・生徒が落ち着いた学校生活が送れるように努める。また、生徒指導ネットワーク会議による児童生徒の健全育成も図っている。 ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化が謳われ、教育委員会制度の改革による総合教育会議の設置により教育に関する「大綱」を首長が策定する。 ・ 体力も目標値には届かないが、少しずつ改善が見られる。各学校とも体育の授業のみならず休み時間などを利用した体力づくりを行っており、今後もアイデアを活かし体力づくりを目指していく。 ・ 不登校は、平成 22 年度は 49 人であったが、徐々に減少し平成 24 年度は、33 人までに減少したが、平成 25 年度、平成 26 年度と増加し 53 人となっている。多くの生徒が登校できない状況にあるため、今後も取り組みを強化していく。
施策の課題	・ 教育相談や適応指導教室等により、不登校傾向にある児童生徒の早期発見、早期対応に努める。 ・ 幼保小中連携の強化を図り、支援の必要な児童生徒への対応に取り組む。 ・ いじめ不登校対策委員会等の取り組みにより、積極的な生徒指導の推進と規範意識の向上を図る。 ・ 新学習要領のねらいを踏まえた研究授業の推進と体制づくりに取り組む。 ・ 体力向上のための共通実践化を図り全体的な底上げを行う。 ・ 住宅開発等による児童生徒の増加に対応するため分離新設校の整備を行う。また、児童・生徒の安心安全確保のため、老朽化した施設等（校舎、体育館、プール、グラウンド）の整備を計画的に進める。 ・ 給食センターと学校単独調理場が混在している。単独調理場の老朽化及び分離新設校の給食センター化に伴う、給食のあり方を検討し、児童・生徒に安心、安全な給食を安定的に提供できるよう、給食センターの整備を行う。

施策の方針	教育委員会と地域との連携を強化し、共に生きる力をもつ人を育み、一人ひとりの個性が光り輝く学校教育の推進をはかるため次の方針を設定する。 ・知、徳、体、食のバランスをとって、生きる力を身に付ける。 ・問題行動（いじめ、暴力等）の発生を抑制する。 ・標準学力検査の平均値をさらに高めるとともに、体力向上についても取り組みを強化する。 ・幼保小中連携による、児童生徒の健全育成を目指す。
--------------	--

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・保護者は、自宅学習の徹底と生活リズムの確立（早寝早起き朝ごはん運動、ノーテレビデー、ノースマホデー等）に努める。 ・地域では、学校で習うことのできない地域文化・芸能等の伝承と子どもの見守りボランティアの実施、強化に努める。 ・地域住民やコミュニティでは、学校教育への協力（ゲスト・アシスタントティーチャー等）に努める。 ・PTA活動へ参加する。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・学校では、こどもの学力・体力の向上と豊かな心の育成を図る。 ・教育環境の整備（学校建築や大規模改造等）充実を図る。 ・市雇用の学校教育活動指導員、教育介護補助員、適応指導員、英語活動指導員、学校教育指導員の充実を図る。 ・教師の資質や児童生徒の生きる力を高める研究指定校の指定、市施策の浸透のための校長会議、教頭会議、教務主任会、研究主任会等を実施する。 ・いじめ、不登校問題への対応のための生徒指導連絡会議、いじめ不登校対策委員会を定期的に開催する。 ・県では、教職員のレベルアップのための研修等を実施する。

政策(基本方針)Ⅲ 教育の健康

10 施策名 生涯学習の推進

② 目的と施策の方針

対象： 市民、市外からの通勤・通学者

意図：生涯にわたって目標・目的を持って学習を行っている。

成 果 指 標	単 位
A：目標・目的を持って、実際に生涯学習を行っている人の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成 26 年度現状値	数値区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	30.2%	成り行き値	30.2%	30.2%	30.2%	30.2%
		目 標 値	35.0%	37.3%	39.7%	42.0%

成果指標の目標設定とその根拠

A：目標・目的を持って実際に学習を行っている人の割合について、成り行き値は、平成 26 年度の現状値に基づき、今後、高齢化による余暇時間を利用した学習やスポーツ、ボランティア活動が増えると考えられ、社会情勢の不安定化、家族介護等の増加によるマイナス要因もあることから、平成 26 年度の実績値で推移するとして設定した。目標値は、市民ニーズを反映した主催講座及び市民大学、女性セミナーの内容の充実、図書館活動の啓発に努めることで、機会の提供拡大を図って行くが、マイナス要因として主催講座が施設の規模等に制約されることで、大幅な増加は見込めず、現状では、35%前後を推移していることから平成 27 年の目標値として設定していた 42.0%を平成 31 年度に継続して設定した。

施策の現状と今後の状況変化

- ・ 今後、高齢化が進むことや、市民ニーズを検証し内容の充実や機会の提供を増やすことで、学習に親しんだりボランティア活動に参加できる人が増えると予想される。反面、高齢化が進むことで、家族介護等も増えることから余暇時間の減少も考えられる。
- ・ 各施設の老朽化が進み、維持管理費の増加が考えられる。特に野々島公民館、黒石市民センターは、昭和 48 年に開館しており、耐震化もされていないことから計画的な建替えを行う。
- ・ 司書業務の委託により、社会情勢の変化による対応したレファレンス業務等図書活動の充実を図るとともに図書の整備が必要になると予想される。

施策の課題	・学習機会の提供では、施設使用の制約もあるが、講座・教室によっては募集人員に達していないものがあり、継続、休止、廃止の判断が難しい。 ・身障者パソコン教室など、受講者が少数の講座の開設。 ・施設の老朽化により、雨漏れ等改修修繕に必要な経費も増してくると予想される。また、計画的に長寿命化や費用対効果を含めた改修、更新の検討。 ・学校・家庭・地域が連携した子ども支援の取組みに向けた人材育成、機会の提供。
-------	--

施策の方針	豊かな心をもつ人を育み、生涯にわたって生きがいを見つけられる生涯学習の推進を図るため、次の方針を設定する。 ・市民が自ら生涯学習に取り組みやすい環境づくりとしての機会を提供する。 ・豊かな心をもつ人を育み、生きがいを見つけられる生涯学習を推進する。 ・学校・家庭・地域が連携した、子どもたちの良好な健全育成を図る。
-------	--

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・市主催事業や地域主催事業等の様々な事業に参加したり、指導者や講師として関わります。 ・学習意欲を持ち、自分のライフスタイルに合わせ自主的に取り組みます ・地域では、文化活動等や各種講座、学習会を開催します。 ・団体は、自主的に活動を行います。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・市民の変化する多様なニーズを捉えた各種講座・教室等の開催と支援を行います。 ・活動拠点となる各施設の計画的な整備と適正な管理運営を行います。

政策(基本方針)Ⅲ 教育の健康

11	施策名	生涯スポーツの推進
----	-----	-----------

①目的と施策の方針

対象：市民	意図：生涯にわたって目標・目的を持って、スポーツを行っている
-------	--------------------------------

成 果 指 標	単 位
A：目標・目的を持ってスポーツを行っている人の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成 26 年度現状値	数値区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	34.4%	成り行き値	34.5%	34.7%	34.9%	35.1%
		目 標 値	35.0%	37.0%	39.0%	41.0%

成果指標の目標設定とその根拠	A 市民の健康づくりの推進に伴い、平成 27 年度から各地域において、ラジオ体操の普及に努めており、平成 28 年度以降には、徐々にではあるが、健康志向の高まりによりスポーツに取り組む市民の割合の増加が期待できるとして目標値を設定した。
----------------	--

施策の現状と今後の状況変化	目標、目的を持ってスポーツに取り組んでいる市民の割合は、全体的には、スポーツ人口も伸びているものの人口増加率に比べ少ないため、数値としては現れて来ない。
---------------	--

施策の課題	- 市民ニーズにあったスポーツやレクリエーションに参加できる機会の提供。 - 地域の普及促進を行うスポーツ推進員の養成。 - 老朽施設の計画的改修（安心安全に使用できる施設の整備）
-------	--

施策の方針	- 身近な所で、誰でも気軽にスポーツに取り組める環境を整備する。 - ラジオ体操の普及により、健康増進や体力向上等、スポーツに取り組みやすい環境づくりを促進する。
-------	--

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	区の行事計画に併せ、スポーツ大会、レクリエーション大会をコーディネートできる体育部長等の地域リーダーを育成する体制づくりを行う。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	各地域で企画立案する際のアドバイザー的活動が出来るよう職員及びスポーツ推進委員の活用を行う。

政策(基本方針)Ⅲ 教育の健康

12	施策名	人権が尊重される社会づくり
----	-----	---------------

①目的と施策の方針

対象：市民	意図：人権が尊重されている
-------	---------------

成 果 指 標	単 位
A：過去1年間で人権侵害を受けたと思っている人の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成26年度現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	14.6%	成り行き値	14.6%	14.6%	14.6%	14.6%
		目標値	14.3%	14.0%	13.7%	13.4%

成果指標の目標設定とその根拠	A：過去1年間で「人権侵害を受けたと思っている人の割合」について、成り行き値は、平成26年度の実績を踏まえて、平成31年度で14.6%と設定した。 前期総合計画に引き続き、講演会、研修、学習会等による人権啓発活動の推進、「人権教育推進協議会」各部会による啓発の推進、人権相談体制の充実により、人権問題への理解が深まると考え、目標値を平成31年度で13.4%と設定した。
----------------	--

施策の現状と今後の状況変化	・平成26年度に人権教育・啓発基本計画の見直しを行った。今後、計画に基づく講演会、研修会や学習会等を通して、人権問題に対する認識が深まっていくと考えられる。 ・平成20年11月に実施された「ハンセン病市民意識調査結果」では、菊池恵楓園の認識度が低いとの報告がなされている。 ・ハンセン病問題基本法が平成20年6月に成立した。 ・平成21年10月、菊池恵楓園将来構想検討委員会で将来構想を策定した。 ・他地域からの転入により人口が増える中で、平成25年度に実施した「人権意識に関する市民アンケート調査」から人権に関する意識も多様になってきていることが伺える。 ・インターネットの普及に伴い、ネット上での誹謗中傷・などの人権侵害が増えていくが、今後も増加すると考えられる。
---------------	---

施策の課題	・講演会、研修会、学習会等を通じた市民一人ひとりの人権意識の向上を図る。 ・関係団体との連携促進と、人権教育・啓発の推進を図る。 ・人権教育・啓発基本計画に基づいた一つひとつの課題を、今後も啓発等を通して認識を深めていく。 ・菊池恵楓園の将来構想に基づく市民への学習機会の提供を図る。
-------	---

施策の方針	人権に関する理解と人権感覚を育てる取り組みにより、自分の人権を守り、他者の人権を守るという意識を養うとともに、生きる力としての人権感覚をもつ人を育み、人権が尊重され、あらゆる差別のないまちづくりの推進を図るため、次の方針を設定する。 ・人権教育・啓発基本計画に基づき、人権を尊重する意識を高揚し、人権問題（同和問題、ハンセン病問題、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人、SNS、LGBT性的少数者の問題、その他さまざまな人権問題）の解消を引き続き図る。 ・すべての市民が人権問題を自らの問題として認識し、解決に向けて行動する。
--------------	--

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・人権について理解を深め、人権を尊重する。近隣住民とのコミュニケーションを図る。 ・事業所は、一人ひとりの人権を尊重し、人権について正しい理解と認識を深めるための学習機会を設ける。 ・事業所は、相談窓口等の人権を尊重するための仕組みを充実する。 ・地域・団体は、人権意識を高めるために、継続的な人権学習に取り組む。 ・事業所、地域、団体は、女性の役職登用を進める。 ・事業所は、男女が共に働きやすい職場づくりに努める。 ・市民、地域、団体は、男だから、女だからという旧来からの固定的な意識や考えを見直す。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・市民への人権教育啓発を関係機関と連携して進める。 ・社会、学校教育での人権学習、交流機会を提供する。 ・関係機関と連携して人権相談の充実を図る。 ・人権学習を行う地域・団体への活動を支援する。 ・児童相談所、警察、民生委員、学校その他関係機関との連携による虐待防止対策にさらに取り組む。

政策(基本方針)Ⅲ 教育の健康

13 施策名 歴史・伝統文化を活かした郷土愛の醸成

③ 目的と施策の方針

対象： 市民や市の出身者

意図： 合志市の歴史、伝統文化に対する愛着や誇りを持つ

成 果 指 標	単 位
A：合志市の歴史、伝統文化に触れている市民の割合〔市民アンケート〕	%
B：合志市を郷土として愛着を感じていると答えた市民の割合〔市民アンケート〕	%
C：合志市を郷土として誇りを持っていると答えた市民の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成 26 年度現状値	数値区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	48.7%	成り行き値	48.7%	48.7%	48.7%	48.7%
		目標値	49.3%	49.9%	50.5%	51.1%
B	72.0%	成り行き値	72.0%	72.0%	72.0%	72.0%
		目標値	72.5%	73.0%	73.5%	74.0%
C	61.1%	成り行き値	61.1%	61.1%	61.1%	61.1%
		目標値	61.4%	61.7%	62.0%	62.3%

成果指標の目標設定とその根拠

A：成り行き値は、全体人口の増加率に比べ、極端な増減はないため平成 26 年度の実績値で推移すると設定した。また、目標値は、資料館での特別展やまちめぐりふるさと探訪バスなどの充実に努め、文化財や伝統芸能の周知を図り、伝統文化である祭り等の支援を行うことと過去の実績値（伸び率）を踏まえて設定を行った。

B：成り行き値は、全体人口の増加率に比べ、極端な増減はないため平成 26 年度の実績値で推移すると設定した。また、目標値は、現状でも 72.0%と水準は高いと考えるが、今後も指定文化財の掘り起こしや啓発に努めていくことで、郷土の再発見をしてもらう機会が増えることと、過去の実績値（伸び率）を踏まえた設定を行った。

C：成り行き値は、全体人口の増加率に比べ、極端な増減はないため平成 26 年度の実績値で推移すると設定した。また、目標値は、現状では 61.1%の人が誇りを感じており、子どもたちが地域や学校で、歴史や伝統文化に触れ合う機会を設け、理解を深めてもらうことで、子どもたちを含め地域でも誇りを持つてもらうことと、過去の、実績値（伸び率）を踏まえた設定を行った。

施策の現状と今後の状況変化	・ 歴史資料館と郷土資料館の統合に向け、両館の収蔵物調査を進め、収蔵、展示方法、出土品作業等の機能やあり方を検討する。 ・ 文化財の標柱、案内板等の老朽化による腐食や損傷が進んでおり、分かりづらくなってきている。 ・ 伝統的郷土芸能や歴史的祭りの保存・継承活動を行う団体の会員の高齢化により、存続も難しくなっている。
---------------	--

施策の課題	・ 地域の文化財等を案内するボランティアガイドの育成 ・ 伝統文化や郷土芸能などを継承するための後継者の育成 ・ 新しい住民への地域や文化財等を紹介する啓発活動
-------	--

施策の方針	・ 地域で伝承されてきた伝統的郷土芸能や歴史的な祭りの保存活動を行う団体の継承者の育成を支援する。
-------	---

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・ 昔から伝えられてきた行事などに参加することで、歴史、伝統文化を継承するとともに、新しい文化を創造し伝える。 ・ 地域は、地域の歴史や伝統文化を守り、継承することによって住民間の連帯感を高める。 ・ 企業や事業所は、地域行事に積極的に参加し協力を行う。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・ 文化財の保護、保存と施設の管理を適切に行う。 ・ 文化財や施設について、市民への啓発に努め、活用促進を図る。 ・ 取組んでいる地域の実情に応じた支援を行う。 ・ 学校教育と連携した子どもたちへの啓発を行う。

政策(基本方針)Ⅳ 生活環境の健康

14 施策名 危機管理対策の推進

① 目的と施策の方針

対象：①市内全域（財産）と市民 ② 自然災害以外のあらゆる危機	意図：①危機に備えることができる ②対応できている
------------------------------------	------------------------------

成 果 指 標	単 位
A：健康危機（強毒性の新型インフルエンザ）に備えて、日頃から、メディア等を通じて情報収集に努めている市民の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成 26 年度現状値	数値区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	79.2%	成り行き値	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
		目 標 値	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%

成果指標の目標設定とその根拠	A 成果指標については、予測が困難であることから平成 26 年度の現状値に基づき、平成 28 年度以降平成 31 年度までの数値を 80%としました。 目標値は、新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、今後も新たな新型インフルエンザ等の発生に備え、日ごろからの予防対策を進めることで、市民の意識の向上につながるものとして、平成 31 年度には 85%を設定しました。
----------------	--

施策の現状と今後の状況変化	・ 新型インフルエンザ対策として、市の役割である予防接種を混乱なく市民に提供するため、関係者と連携し、訓練等の取り組みを行う。
---------------	---

施策の課題	・ 新型インフルエンザ行動計画等に基づく事業の実施。 ・ 昨年、国内ではデング熱、海外ではエボラ出血熱などのウィルス性感染症が発生、流行した。このような事態への対策としての、県域あるいは菊池地域における広域的な取り組みの検討。
-------	--

施策の方針	・ 新型インフルエンザの、国内発生による緊急事態に適切に対応する体制の整備を目指す。 ・ 武力攻撃など有事の際や市民の安全を脅かす危機の発生に対し、災害対策本部の設置など、迅速に対応できる体制づくりを目指す。 ・ 危機管理対策基本方針に基づき、危機管理体制を確立する。
-------	--

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	
	・日頃から、メディア、市の防災放送、市ホームページ等から情報収集に努める。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	
	・新型インフルエンザの国内での発生に際し、混乱なく市民に予防接種の機会を提供する。 ・国民保護法による取り組み

政策(基本方針)Ⅳ 生活環境の健康

15	施策名	防災対策の推進
----	-----	---------

①目的と施策の方針

対象：市内全域と市民、観光客等	意図：災害等から生命や財産を守る
-----------------	------------------

成 果 指 標	単 位
A：家庭内で防災に対する取り組み（非常持出し袋の携帯、家族での話し合い等）を行っている世帯の割合〔市民アンケート〕	%
B：職場・地域内で防災に対する取り組み（防災訓練の参加、自主防災組織・消防団等への参加）を行っている市民の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成 26 年度現状値	数値区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	34.4%	成り行き値	34.8%	35.0%	35.5%	36.0%
		目 標 値	35.5%	37.0%	38.5%	40.0%
B	37.5%	成り行き値	37.5%	37.5%	37.5%	37.5%
		目 標 値	39.0%	41.0%	43.0%	45.0%

成果指標の目標設定とその根拠	A：家庭内で防災に対する取り組み（非常持出し袋の携帯、家族での話し合い等）を行っている世帯の割合の成り行き値は、東日本大震災、異常気象の多発、台風の大規模化、阿蘇山の噴火などの影響もあり、市民の意識の高まりが予測され、今後も僅かながら増加の傾向を示すと考えられることから、平成 26 年度の現状値を踏まえ、平成 31 年度 36%と設定した。 目標値は、防災意識の高揚に向けての啓発を強化することで、平成 31 年度の目標値を 40%として設定した。 B：職場・地域内で防災に対する取り組み（防災訓練の参加、自主防災組織・消防団等への参加）を行っている市民の割合の成り行き値は、平成 26 年度の現状値のまま推移すると考え、平成 31 年度まで 37.5%で設定した。 目標値は、住民の防災意識の高揚に向けて、防災訓練、自主防災組織・消防団等への参加への取り組みを強化することで、平成 31 年度の目標値を 45%として設定した。
----------------	---

施策の現状と今後の状況変化	・ 毎年継続して、防災訓練や防災講習会の実施に努める。 ・ 災害時要援護者避難支援計画について、要援護者名簿のシステム化を行った。 ・ 異常気象（集中豪雨・竜巻・大型台風など）により、災害発生の危険度が高まっている。 ・ 生活様式の多様化に伴い、消防団員の確保が難しくなっている。
---------------	---

施策の課題	・自主防災組織の設置率は、平成 27 年 10 月 1 日現在で 68.8%と、県平均の 73.4%を大きく下回っている状況である。県との共同による研修会等を通じて、組織設置率の向上を図る。 ・消防団員の確保。 ・家庭における防災の取り組み（非常時持ち出し袋の普及等）を進める。
-------	---

施策の方針	・地震、自然災害発生に対する、自助・共助・公助による防災体制の整備。 ・災害に強いまちづくり。
-------	--

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・非常持ち出し袋の常備や非常食等の備蓄など、家庭や地域で災害に備えた取り組みを行う。 ・災害ボランティアに参加する。 ・総合防災訓練に参加する。 ・自主防災組織を結成し、加入する
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・地域防災計画書（災害予防、災害応急対策、災害復旧）に基づいた取り組み、火災予防に対する施設の整備、啓発、広報の実施。 ・危険箇所に住む人々に関する説明、自主防災組織結成への働きかけ。 ・避難体制の確立。 ・公共施設の耐震化、一般住宅・建築物の耐震診断への補助。

政策(基本方針)Ⅳ 生活環境の健康

16	施策名	交通安全対策の推進
----	-----	-----------

①目的と施策の方針

対象：市民、市内道路の利用者	意図：交通事故にあわない、起こさないようにする
----------------	-------------------------

成 果 指 標	単 位
A：交通事故発生件数(人身事故) [別指標]	件
B：交通事故死亡者数(市民数) [別指標]	人
C：市民が第1当事者となった県内での交通事故発生件数(人口1万人あたり) [別指標]	件

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	242 件	成り行き値	242 件	242 件	242 件	242 件
		目 標 値	230 件	230 件	230 件	230 件
B	1 人	成り行き値	1 人	1 人	1 人	1 人
		目 標 値	0 人	0 人	0 人	0 人
C	46.8 件	成り行き値	47 件	47 件	47 件	47 件
		目標値	45 件	45 件	45 件	45 件

成果指標の目標設定とその根拠	A：交通事故発生件数の成り行き値は、ここ数年交通事故発生件数が減少傾向にあるものの、今後も人口は増加することが見込まれることから、平成26年度の基準とほぼ増減はないものと見込み平成31年度までの数値を242件とした。 目標値は、地域の人たちによる交通安全ボランティアの取り組みの促進、交通安全教育の実施、交通安全施設の整備充実、警察との連携強化による交通規制の強化を図ることで、減少できると考えるが、人口、交通量の増加を考慮に入れ、平成28年度以降の目標値を230件と設定した。 B：交通事故死亡者数の成り行き値は、平成26年度の現状値1人で設定した。 目標値は、今後増加が見込まれる高齢者を対象とした交通安全教育の徹底、交通安全施設の充実、警察との連携強化によるシートベルト、ヘルメットの着用など、徹底して実施することにより死亡者を0人にする設定した。 C：市民が第1当事者となった県内での交通事故発生件数(人口1万人あたり)の成り行き値については、もっとも直近の数値である平成26年度の現状値から47件を想定した。 目標値は、交通事故件数の減少、人口、交通量の増加を考慮に入れ、平成28年度以降45件で設定した。
----------------	--

施策の現状と今後の状況変化	・高齢者人口の増加に伴い、高齢者の交通事故件数の増加が懸念される。 ・交通法規の厳罰化が進められている。 ・人口増加とともに、交通量が増える中においても、本市の交通事故発生件数は減少傾向にある。
---------------	---

施策の 課題	・ 高齢者及び児童・生徒の事故防止に向けた啓発活動の実施。
-----------	---

施策の 方針	・ 交通事故防止のため人の安全対策、道路の安全対策、自転車対策を進め、交通安全対策の充実を図る。
-----------	--

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・ 交通安全に関する意識を高め、交通法規を遵守する。 ・ 地域住民で自主的に交通安全教室を開くなど、危険箇所調査の実施と地元住民への周知を行う。 ・ カーブミラー等の点検等に協力する。 ・ 小中学校児童生徒の登下校時の見守りや指導を行う。 ・ 生垣等の道路や歩道へのはみ出しを防止する。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・ 交通安全環境の整備を行う。 ・ 交通安全意識の啓発、教育を行う。 ・ 公安委員会との連携を図り、地域の実情を踏まえ、交通安全施設の充実を図る

政策(基本方針)Ⅳ 生活環境の健康

17	施策名	防犯対策の推進
----	-----	---------

① 的と施策の方針

対象：市内全域と市民、観光客等	意図：犯罪被害にあわない、起こさないようにする
-----------------	-------------------------

成 果 指 標	単 位
A：刑法犯認知件数〔別指標〕	件
B：犯罪被害にあうかもしれない不安を持たない人の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成 26 年度現状値	数値区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	333 件	成り行き値	335 件	340 件	345 件	350 件
		目 標 値	280 件	280 件	280 件	320 件
B	40.7%	成り行き値	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
		目 標 値	42.0%	45.0%	47.0%	50.0%

成果指標の目標設定とその根拠	A：刑法犯認知件数の成り行き値は、長期的には減少傾向にあるものの、25 年度(294 件)との比較では 40 件ほど増加している。近隣には大型集客施設の立地や人の流入が多いなど犯罪率悪化の要因とされる地域的特色も見られることから、微増することが懸念され、平成 28 年度以降の数値を 350 件とした。 目標値は、市民一人ひとりの防災意識を高めたり、自主防犯組織(平成 26 年度末現在 27 団体)のさらなる拡充を図るとともに、防犯灯の設置、警察との連携強化などにより、平成 31 年度の目標値を 320 件とした。 B：犯罪被害にあうかもしれない不安を持たない人の割合の成り行き値は、犯罪の低年齢化などの影響を考慮し、平成 26 年度の現状値とほぼ同じ水準で推移すると見込み 40%と設定した。 目標値については、自主防災組織の拡充、防犯灯の設置、警察との連携強化に取り組むとともに、このような取り組みを市民に周知することで、不安感の軽減を図ることで、平成 31 年度の目標値を 50%になると設定した。
----------------	--

施策の現状と今後の状況変化	・ 自主防犯団体の増加(27 団体)に伴い、地域における見守り活動が盛んになってきたことにより、長期的には刑法犯認知件数の減少につながっていると考えられる。 ・ 平成 22 年度に「自転車等放置防止条例」を制定し、年間 100 台程度の放置自転車の処理を実施しており、住環境の保全と自転車盗などの軽犯罪防止に効果をあげていると考えられる。 ・ 平成 22 年に設置した消費生活相談センターには、年間 240～250 件の相談が寄せられており、犯罪被害防止に大きく寄与している。 ・ 高齢者に対する犯罪やインターネットを利用した犯罪が多発するとともに、巧妙化しており、警察との連携がさらに必要となる。
---------------	--

施策 の課題	・ 自主防犯団体の連携を進める。 ・ 自主防犯団体の構成員の高齢化、後継者不足に悩む団体があり、対策を急ぐ必要がある。 ・ 道路沿いの樹木等による死角、不安箇所等を解消するため、枝などの伐採について、地権者に理解と協力を求めていく必要がある。 ・ 消費生活相談センターの周知と市民への啓発
-----------	---

施 策 の 方 針	・ 地域防犯力の醸成と組織の強化 ・ 安全な都市環境の整備 ・ 防犯意識の高揚と防犯教育の推進
-----------------	---

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・ 地域危険箇所の確認、対応・情勢提供と地域内防犯灯の設置・維持管理等を行う。 ・ 地域住民による自主防災組織の結成や防犯パトロールの実施、近隣への声掛け運動、挨拶運動を行う。 ・ 子ども 110 番の家（プレート）等の設置に協力する。 ・ 自ら被害に遭わないよう日ごろから予防に取り組む。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・ 区（自治会）管理外の防犯灯の設置・維持管理等。 ・ 地域の防犯対応に対する支援。 ・ 警察や関係機関、関係団体との連携。 ・ 高齢者や子どもへの啓発、指導や市民への防犯情報の提供と相談。

政策(基本方針) IV 生活環境の健康

18	施策名	住環境の充実
----	-----	--------

① 目的と施策の方針

対象：市民	意図：快適な住環境で暮らすことができる
-------	---------------------

成 果 指 標	単 位
A：よい住環境であると答えた市民の割合〔市民アンケート〕	%
B：転入転出人口比率〔別指標〕	%

成果指標	平成 26 年度現状値	数値区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	90.4%	成り行き値	90.3%	90.2%	90.1%	90.0%
		目 標 値	90.8%	91.0%	91.2%	91.4%

成果指標の目標設定とその根拠	A：よい住環境であると答えた市民の割合は、平成 26 年度の実績値では高い水準にあるが、公園等施設の老朽化やそれぞれの価値観等の違いによる騒音、悪臭等への苦情が微増すると想定すると、成り行き値は、微減すると考え、平成 31 年度を 90.0%にした。 目標値については、今後、公共施設の維持管理を適正に図り、市民との協働を進めることによって、よい住環境を整備できると考え、年度ごとに 0.2%増をめざし、平成 31 年度を 91.4%に設定した。 B：
----------------	---

施策の現状と今後の状況変化	・ 築年数が経過した市営住宅が多く、老朽化しているため今後改修が必要になってくる。 ・ 給水管が老朽化しているため、計画的な改修が必要になってくる。 ・ 超高齢化社会になってきているため、市営住宅の居住者も高齢化し、バリアフリー化を望む声がさらに強くなる。 ・ 自衛隊演習場のヘリコプターの騒音に対する苦情が寄せられているが、周辺の宅地化が進めばさらに多くなることが予想される。 ・ 市民一人当たりの公園面積は、平成 23 年度は国の基準を上回っていたが、人口増加により基準を下回っている。また、遊具施設等の老朽化が進み改修等が必要になってくる。 ・ 市の人口は増えているが、一方で高齢化に伴う空き家等の増加もみられ、市としての対策が求められることが予想される。 ・ 悪臭や鳥獣被害、焼却による煙等の問題は条例で規制しているにもかかわらず、今後さらに深刻化することが懸念される。
---------------	---

施策の 課題	・市営住宅の長寿命化計画に基づく維持管理 ・より良い住環境にしようという意識の啓発 ・公園の計画的な改修 ・ごみ等のポイ捨てや焼却に対する規制対策の充実 ・荒地となり、手入れが困難となった土地等の適正な管理
-----------	---

施策の 方針	・土地利用基本計画に基づき里山を保全していく。(みどりの景観の保全より) ・快適な住環境をめざし、市民の身近な公共施設を計画的に更新していく。
-----------	--

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・身近なところからよい住環境になるよう意識して行動する。 ・公園等の公共施設を大切に利用する。 ・地域では、公共施設がみんなの施設であることを認識し、維持管理等に積極的に協力する。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・市民との協働により、良好な住環境をつくりあげるための取り組みを進める。（啓発、指導を含む。） ・市民が、安心して安全に使用できるよう公共施設等の整備、維持管理を行う。 ・公害の防止については、法令等に基づき適切な指導を行う。

政策(基本方針)Ⅳ 生活環境の健康

19	施策名	水環境の保全
----	-----	--------

①目的と施策の方針

対象：地下水、河川	意図：良好な水質を保つ
-----------	-------------

成 果 指 標	単 位
A：市内河川のBOD(測定地点) 基準達成箇所数/測定地点数×100	%

成果指標	平成26年度現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	100%	成り行き値	100%	100%	100%	100%
		目 標 値	100%	100%	100%	100%

成果指標の目標設定とその根拠	A：「市内河川の測定地点のBOD基準を達成した箇所の割合」は、すべての箇所で達成している。今後生活排水の垂れ流しや、堆肥の野積み等の禁止の徹底などにより、成り行き値、目標値もそれを現状で維持できるものとして設定した。
----------------	--

施策の現状と今後の状況変化	・給水人口の増加に伴い、地下水の取水量も増加傾向にある。 ・平成24年度から雨水タンクの設置に対する補助事業を開始し、地下水保全のため普及促進に取り組んでいる。 ・くまもと地下水財団や菊池川流域同盟に参画し、情報の交換等によって、地下水や河川の良好な水質の維持、向上を図っている。
---------------	--

施策の課題	・地下水かん養のための啓発や事業の推進 ・継続的な水質の維持管理
-------	---

施策の方針	・環境にやさしい水利用の推進 ・良好な水質の維持
-------	---

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・ 市民、事業所等は節水や地下水かん養に取り組む。 ・ 農家は低農薬、適正な施肥で地下水保全に努める。 ・ 安全な水質を保つため、耕種農家と畜産農家の連携を図り、適正な堆肥処理に努める。 ・ 工業用水を利用する事業所は、工業用水の再利用や地下水かん養を行う。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・ 低農薬、有機質農業の啓発を行う。 ・ 工業用水の再利用や地下水かん養の啓発を行う。 ・ 法や協定に基づく検査や調査を行う。

政策(基本方針)Ⅳ 生活環境の健康

20	施策名	水の安定供給と排水の浄化
----	-----	--------------

① 目的と施策の方針

対象：上水道施設 下水道施設	意図：良質な水を安定して供給する。 家庭等からの排水を適正に浄化する。
-------------------	--

成 果 指 標	単 位
A：上水道施設の故障による断水回数 [別指標]	回
B：上水道水源地の水質基準達成箇所数／測定した水源地数×100 [別指標]	%
C：下水道放流水の水質基準達成回数／検査回数×100 [別指標]	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	2回	成り行き値	4回	6回	8回	10回
		目標値	0回	0回	0回	0回
B	100%	成り行き値	100%	100%	100%	100%
		目標値	100%	100%	100%	100%
C	100%	成り行き値	100%	100%	100%	100%
		目標値	100%	100%	100%	100%

成果指標の目標設定とその根拠	A：「上水道施設の故障による断水回数」の成り行き値は、施設の老朽化及び自然災害（落雷等）による故障の増加が予想されるため、毎年2回程度の断水の増加を見込んだ。また、目標値については、水源地や配水池等の整備を実施していくことや配水区域の調整を行うことにより、断水を未然に防ぐことが可能であると考え回数を0とした。 B：「上水道水源地の水質基準達成箇所数」の割合については、硝酸性窒素の値が高い傾向にある井戸がありますが、新規に水源地を確保することによって、成り行き値、目標値の現状を維持することができるものと考え設定した。 C：「下水道放流水の水質基準達成回数」については、各処理施設に年間24回の法定検査を実施していますが、水質基準はすべての箇所で作成している。処理水量は増加しているが、今後も適正な水質管理を行うことで、成り行き値、目標値とも現状を維持できるものとして設定した。
----------------	---

施策の現状と今後の状況変化	- 水道施設、下水道施設ともに建設から数十年が経過し老朽化しており、施設の改修や更新が必要になっている。 - 水道は100%地下水に依存していますが、硝酸性窒素の値が上昇傾向にある井戸がある。 - 下水道の普及率と水洗化率は、県下でも上位を占めている。
---------------	--

施策の課題	- 老朽化した水道施設の改修や更新並びに良好な水質、水量が確保できる新規水源の確保 - 給水管の計画的な更新 - 下水道施設の老朽化に伴う機械類を含む施設の改修や更新 - 地下水かん養のための啓発や節水の推進
-------	---

施策の方針	・ 配水施設の計画的な整備と良好な水源の確保を行う。 ・ 基幹施設の改修や更新、耐震化を進める。 ・ 地下水涵養や節水の推進を図る。 ・ 良好な放流水質を維持する。
-------	---

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・ 市民、事業所等は節水や地下水かん養に取り組む。 ・ 工業用水を利用する事業者は、工業用水の再利用や地下水かん養を行う。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・ 水道水の安定供給を図るために配水池や水源地を整備し、老朽化した配水管の敷設替えを計画的に行う。 ・ 節水や地下水かん養の啓発を行う。 ・ 下水道の整備や水洗化を促進する。 ・ 工業用水の再利用や地下水かん養の啓発を行う。

政策(基本方針)Ⅳ 生活環境の健康

21 施策名 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

① 目的と施策の方針

対象：市民、市内事業所	意図：・廃棄物を減らす ・資源としてリサイクルする
-------------	------------------------------

成 果 指 標	単 位
A：一人当たりの廃棄物の量（年）[別指標]	kg
B：事業所から出る廃棄物の総排出量[別指標]	t
C：一人当たりのリサイクルした資源の量[別指標]	kg

成果指標	平成 26 年度 現状値	数値区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	198.1kg	成り行き値	198.5kg	199.0kg	199.5kg	200.0kg
		目 標 値	197.5 kg	197.0kg	196.5kg	196.0kg
B	2,038 t	成り行き値	2,060t	2,100t	2,150t	2,200t
		目 標 値	2,000t	1,950t	1,900t	1,850t
C	39.7kg	成り行き値	39.0kg	38.0kg	37.5kg	37.0kg
		目標値	40.0kg	40.5kg	41.0kg	41.5kg

成果指標の目標設定とその根拠	A：「一人当たりの廃棄物の量(年)」については、ごみの減量化の啓発を図ってきた結果、市民の関心が高まり平成 20 年度まで減少したが平成 21 年度から廃棄物の量が増加している。成り行き値は、市民の減量化への取り組みも一定の定着を見たが、まだ関心を持たない市民や景気回復により購買力も高まることが予想され、多少の廃棄物の量の増加が見込まれるため、平成 31 年度の成り行き値を平成 26 年度水準より 1 日一人当たり 5 g 増の 200.0kg に設定した。 目標値は、エコまつりや資源物集団回収および生ごみ処理機器の普及啓発等により減量化が図られるとして、平成 31 年度 196.0kg に設定した。 B：「事業所から出る廃棄物の総排出量」については、清掃工場処理料金の改定（値上げ）により減少してきたが、事業所が増えたことにより平成 21 年度、事業所からの廃棄物の排出量が増えた。成り行き値は、事業所の増や景気回復による生産性の向上等も考慮して、平成 31 年度の成り行き値を 2,200 t に設定した。 目標値は、契約事業所の増により、廃棄物の排出量の増加が予想されるが、今後も廃棄物搬入検査や分別の徹底、資源化の推進等によりさらなるごみの減量化に取り組むことで、平成 26 年度の実績値を下回るとして、平成 31 年度の目標値を 1,850 t に設定した。 C：「一人当たりのリサイクルした資源の量」は、資源物の分別品目を増やしたことなどにより平成 19 年度は増加した。しかし、平成 20 年度は平成 18 年度の水準に戻っており今後も同程度を維持していくものと考えられる。成り行き値は、子ども会や老人会などの再生資源集団回収団体の回収量が減少傾向にあるため、平成 31 年度 37.0kg に設定した。 目標値は、市民と資源回収団体の積極的な取り組みによる分別回収の徹底と再生資源保管所等整備により微増していくものと考えて、平成 31 年度の目標値を 41.5kg に設定した。
----------------	---

施策の現状と今後の状況変化	・人口が増えることにより廃棄物の量も増えることが懸念される。 ・平成 25 年度の東部清掃工場の能力に対する利用率が 97.4%に達し、焼却能力の限界に近づいているため、構成市町でさらなるごみの減量化への取り組みが求められる。 ・平成 32 年度までは現清掃工場での処理が可能となっているが、新工場建設に向けて、環境アセスメントや用地確保を経て、平成 30 年度着工をめざす。 ・合志市は一般廃棄物処理手数料金が近隣市町と比較し安価であることから、総合的に検証し見直しを検討する必要がある。 ・し尿及び浄化槽汚泥の量が減少していく。
---------------	--

施策の課題	・清掃工場等の状況や維持経費に関することなど、廃棄物処理に関する情報を市民に提供し、廃棄物の削減や意識の啓発、ごみ出しマナーの徹底を図るとともに、分別方法等を分かりやすく説明していく必要がある。 ・ごみ分別のよりいっそうの徹底と、さらなるごみ減量化に取り組み、いかに一人当たりの廃棄物の量を抑えるかについて取り組みを強化する必要がある。 ・新工場の建設に向けて、安全性を重視した整備を進めるとともに、より効率的で経済的な計画となるよう配慮する必要がある。 ・冷蔵庫などの大型家電や粗大ごみの不法投棄に対して、適切な処分の徹底を啓発していく必要がある。 ・本市としての適正な一般廃棄物処理手数料金を検討する必要がある。 ・廃棄物の発生を抑制するため、生ごみ処理機器のさらなる普及を促進する必要がある。 ・再生資源集団回収制度のさらなる普及と、常設の回収ボックスを設置するなど、より利便性が高い新たなシステムの構築を図っていく必要がある。
-------	---

施策の方針	・廃棄物の抑制や資源のリサイクルを促進し、環境への負荷が少ない循環型社会の構築をめざす。
-------	--

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・必要以上にものを消費しないことや家電製品等を修理して使うことなど廃棄物の発生を抑制する。 ・市民と事業所は、廃棄物の分別やごみの減量化に取り組む。 ・地域では、ごみの再資源化に協力する。 ・ごみ出しのルールを遵守する。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・ごみ出しルールの徹底、分別やごみ減量のための市民や事業所への周知、指導助言を行う。 ・計画的に廃棄物を収集し、廃棄物の適正処理（資源のリサイクル等）を行う。 ・受益者負担の適正化を図る。 ・県は、公共関与による産廃処理場等の整備を推進する。 ・国は、循環型社会を構築する。

政策(基本方針)Ⅳ 生活環境の健康

22 施策名 地球温暖化防止対策の推進

①目的と施策の方針

対象：市民、事業所	意図：CO2 の排出量を削減する生活や事業活動を行う
-----------	----------------------------

成 果 指 標	単 位
A：地球温暖化防止対策に取り組んでいる世帯の割合〔市民アンケート〕	%
B：地球温暖化防止対策に取り組んでいる事業所の割合〔別指標〕	%
C：温室効果ガスの削減目標を掲げて取り組んでいる事業所数〔別指標〕	事業所

成果指標	平成 26 年度 現状値	数値区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	65.2%	成り行き値	65.2%	65.2%	65.2%	65.2%
		目 標 値	65.6%	66.0%	66.5%	67.0%
B	89.6%	成り行き値	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
		目 標 値	90.0%	91.0%	92.0%	93.0%
C	13	成り行き値	13	13	13	13
		目標値	14	15	16	17

成果指標の目標設定とその根拠	A：地球温暖化防止に対する意識が高まっているが、温暖化防止対策に取り組んでいる割合にあまり変化がない。成り行き値としては、平成 26 年度現状値で推移していくとし、平成 31 年度 65.2%に設定した。 目標値は、エコまつりや広報での周知、小中学校における環境教育等によって具体的な取り組みを進めてもらうことにより、平成 31 年度 67.0%に設定した。 B：市内事業所にアンケートを実施した結果であり、何らかの取り組みをしている事業所の割合に大きな変化はない。成り行き値は、平成 26 年度現状値で推移していくとし、平成 31 年度 90.0%に設定した。 目標値は、エコまつりや広報での啓発により、平成 31 年度目標を 93.0%に設定した。 C：ISOやエコアクション 21 等に取り組み、具体的な数値を示すことが必要であるが、事務処理等に時間を要するために取り組みに至っていない事業所が多くある。成り行き値は、平成 26 年度現状値で推移していくとし、平成 31 年度 13 事業所に設定した。 目標値は、環境問題に対する意識や関心の高まり、国の施策、事業所イメージ等により、取り組みが増えていくものと考え、平成 31 年度 17 事業所に設定した。
----------------	--

施策の現状と今後の状況変化	- 地球の温暖化が進むと、植物などの生態系や地球環境の変化、北極圏を覆う氷や陸地の氷が溶けることが心配される。 - 市民アンケートによると、地球温暖化防止に対する関心は高いものの、積極的な取り組みにまで至っていない。節約意識の向上やマスメディアの影響により、徐々には取り組みが推進されると予想される。 - 地球温暖化防止の取り組みについて、エコまつりの開催や広報での周知、小中学校における環境教育の取り組み等により、事業所や家庭における意識の高まりが期待される。 - 市民の環境美化に対する意識の高まりでエコカー（ハイブリッド・電気自動車等）や低燃費車両の登録台数が増えていくことが考えられる。 - 太陽光発電システムを搭載した新築住宅件数が増えている。
---------------	---

施策の 課題	・市民アンケートによると、地球温暖化防止に対する関心は高いものの、取り組みにまでは至っていない。今後は、エコまつり等の事業を開催し具体的な取り組みを展開することにより、取り組みを増やす。 ・事業所でのCO2排出量は、生産活動との関連もあり単純比較は難しいが、機器の取り替え等、状況に応じた取り組みを働きかける必要がある。 ・学校では、環境学習の時間等を利用して地球温暖化防止の取り組みについて、教育内容を充実する必要がある。 ・省電力や地下水対策として、防犯灯のLED化や雨水タンクの設置を推進する必要がある。
-----------	--

施策の 方針	・地球温暖化防止対策に取り組む世帯と事業所をさらに増やし、CO2削減に取り組む。 ・小中学校における環境教育を進める。
-----------	--

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・市民、事業所は、資源の無駄使いをしない。 ・市民、事業所は太陽光発電、太陽熱温水器、節電、省エネ家電への切り替え、エコ運転等を実際に行う。 ・市民、地域、団体は地球温暖化防止対策に取り組む。 ・地域、団体は地球温暖化防止対策の普及・啓発を進める。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・市は、市民への地球温暖化防止対策の普及・啓発を進めると同時に、太陽光発電や節電、省エネ家電やエコカーへの切り替え等、CO2削減に取り組む。 ・市は、子どもを対象とした環境学習を進める。 ・国、県、市は、市民が行う地球温暖化防止対策に対し、支援を行う。

政策(基本方針) V 都市基盤の健康

23 施策名 計画的な土地利用の推進

①目的と施策の方針

対象：市内全域の土地

意図：地域の特性に合った土地利用がなされる

成 果 指 標	単 位
A：市街化区域で有効に市街化がなされている土地の割合〔別指標〕	%
B：市街化調整区域で開発を誘導した箇所数〔別指標〕	箇所

成果指標	平成 26 年度現状値	数値区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	84.9%	成り行き値	85.5%	85.8%	86.1%	86.4%
		目 標 値	85.5%	85.8%	86.1%	86.4%
B	0 箇所	成り行き値	2 箇所	2 箇所	3 箇所	4 箇所
		目 標 値	2 箇所	2 箇所	3 箇所	4 箇所

成果指標 の目標設 定とその 根拠

A：「市街化区域内で、有効に市街化されている面積の割合」の成り行き値は、土地の所有者の意向で宅地化されるので、過去 3 年間の平均伸び率で今後推移するとした。目標値も土地所有者の意向によるところが大きいため、成り行き値と同様とした。

B：重点区域土地利用計画にある拠点区域 6 地区（合志庁舎前地区、飯高山・群山南部地区、辻久保地区、御代志地区、黒石地区、野々島地区）において、市が誘導して開発認可を受けた箇所数を目標値と定め、成り行き値も同様とした。

施策の 現状と 今後の 状況変 化

- ・市街化調整区域においては、地区計画や集落内開発制度による開発が続くと予想される。この根拠として、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計で 2035 年（平成 47 年）まで増加すると予測されている。
- ・現都市計画法上、市街化調整区域では商業施設等の開発が厳しく制限されていることから、制度の見直しを国・県に要望していく。

施策の 課題

- ・計画的な土地利用を推進するために、土地利用基本計画、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画等の計画を基本とした、地域にあった開発とするための誘導方策が必要
- ・市街化区域隣接地の宅地開発は、更なる市街化区域の人口増加をまねくため、既設の上下水道施設、教育施設、福祉施設等の生活環境整備の早急な検討が必要
- ・国・県有地および施設の利活用検討
- ・長期展望に立った都市計画の見直し
- ・「重点区域土地利用計画書」に基づく土地利用

施策の方針	・市街化区域内の宅地化の促進 ・市総合計画、都市計画マスタープラン、重点区域土地利用計画に則った土地利用の展開 ・官民連携によるまちづくりの推進
-------	--

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・市民は、市が策定した土地利用計画等に参画協力する。 ・事業者は、関係法令に基づき開発等を行なう場合、市民及び関係者に対して丁寧な説明を行う。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・地域の特性を踏まえた土地利用計画を策定し、市民との合意形成に努める。 ・土地利用に合った公共施設の整備を行なう。 ・事業者が開発を行う場合、公共性の高い施設整備等については、将来を見据えて支援を検討する。

政策(基本方針) V 都市基盤の健康

24 施策名 計画的な道路の整備

①目的と施策の方針

対象：市内道路とその利用者	意図：合志市内の道路を安全かつ円滑に通行できるようにする
---------------	------------------------------

成 果 指 標	単 位
A：4年間の整備済延長/4か年（H28～31）の道路整備計画総延長×100〔別指標〕	%
B：道路利用に関して満足している人の割合（市内の移動）〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成26年度現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	100%	成り行き値	25%	50%	75%	100%
		目標値	25%	50%	75%	100%
B	67.7%	成り行き値	67.7%	67.7%	67.7%	67.7%
		目標値	70.7%	71.2%	71.7%	72.2%

成果指標の目標設定とその根拠	A：平成28年度から新たに道路整備計画を作成するので、各年度25%ずつ実施し、平成31年度に整備計画延長を100%達成することを見込んで、成り行き値、目標値を設定した。なお、4年間の整備計画総延長を44,152mとした。 B：道路利用に対して満足している人の割合（市内の移動）について、成り行き値は平成26年度の現状値が67.7%であったため、この67.7%を平成31年度までの成り行き値として設定した。目標値は平成21年度の現状値が59.5%、平成26年度の現状値が67.7%と、5年間で8.2%上昇しており、平均すると1.64%の上昇となる。よって平成28年度の目標値を70.7%に設定し、毎年度0.5%上昇すると見込んで、平成31年度を72.2%と設定した。
----------------	--

施策の現状と今後の状況変化	- 道路整備事業には、用地の確保及び家屋等の補償を伴う場合が多く、土地所有者の理解と協力なしでは整備できない。また、国からの交付金等の財源確保が困難な状況となっており、計画的な道路整備ができなくなることが懸念される。 - 住宅開発が進んでおり、人口増加に伴う交通量の増加が見込まれることから、安全に通行できる道路整備が必要となっている。
---------------	---

施策の課題	- 用地買収や家屋等の補償に伴う、職員の専門的知識の習得 - 道路整備に伴う住民や土地所有者の理解と協力 - 計画的な道路舗装の維持補修に努める。
-------	---

施策の方針	- 市道舗装維持管理計画に基づき、計画的に道路の維持管理を図る。 - 市民からの道路の維持修繕についての苦情・要望に対し、速やかに対応するよう努める。 - 国県道の整備を国・県に働きかけていく。
-------	---

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・事業所はフレックス制度等の導入に努める。 ・地域住民は道路維持管理に協力をする。 ・土地所有者は道路事業を理解し協力する。 ・市民は渋滞を解消するため、公共機関の利用を心がける。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・道路事業に際して、住民及び土地所有者への説明を行い、理解と協力を求める。 ・用地買収と工事を実施し、維持管理を行う。 ・国県と連携し幹線道路のネットワークを形成する。

政策(基本方針) V 都市基盤の健康

25	施策名	公共交通の充実
----	-----	---------

①目的と施策の方針

対象：市民	意図：市内外の移動が円滑にできる
-------	------------------

成 果 指 標	単 位
A：公共交通機関を利用している人の割合〔市民アンケート〕	%
B：公共交通機関を使った市内外への移動での乗り換え、乗り継ぎが円滑にできていると思う市民の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成 26 年度現状値	数値区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	69.0%	成り行き値	69.0%	69.0%	69.0%	69.0%
		目 標 値	69.5%	70.0%	70.5%	71.0%
B	43.9%	成り行き値	44.0%	44.0%	44.0%	44.0%
		目 標 値	45.0%	46.0%	47.0%	48.0%

成果指標の目標設定とその根拠	A：成り行き値については、過去 8 年間の市民意識調査において 68%前後で推移しており、平成 31 年度まで現状維持で推移すると考え設定した。 目標値については、平成 27 年度に新たな地域公共交通網形成計画を策定し、本市の公共交通を更に充実させることにより平成 28 年度以降年間 0.5%ずつ利用者数を増加させることを目標にし、平成 31 年度の目標を 71.0%と設定した。 B：成り行き値については、過去の市民意識調査において平成 24 年度のコミュニティバス本格運行開始以降 44%前後で推移しており、平成 31 年度まで現状維持で推移すると考え設定した。 目標値については、地域の特性に合った公共交通体系を更に整備し、市内外への移動において円滑な乗り換え・乗り継ぎができる環境を整えることで年間 1%ずつ増加させることを目標にし、平成 31 年度の目標を 48.0%と設定した。
----------------	--

施策の現状と今後の状況変化	・高齢化により公共交通の充実に対する要望が高まっているが、採算性の低い民間バス路線は次々と廃止になっており、今後さらに高齢者等交通弱者に対する公共交通の必要性が高まってくる。 ・地域公共交通活性化再生法の施行に伴い、合志市地域公共交通計画を策定しコミュニティバス等の運行を実施し、利用者も徐々に増加している。今後は、平成 26 年 11 月 20 日に地域公共交通活性化再生法の一部改正法が施行されたことに伴い、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークの再構築が求められてくる。
---------------	--

施策の課題	・「合志市地域公共交通網形成計画」に基づき、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークの再構築と市民ニーズにあった公共交通事業を展開していくことが課題 ・熊本電鉄（鉄軌道）との連携を図った公共交通対策（パークアンドライド・駐輪場等交通環境の整備）の推進 ・周辺市町と連携し、広域的な公共交通体系整備への取り組み
-------	---

施策の方針	・近隣他市町との公共交通体系の確立を図る。 ・自家用車から公共交通への転換について市民意識の醸成に努める。 ・市民が利用しやすいコミュニティバスなどの公共交通の充実を図る。
-------	--

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・市民は、環境負荷等を考慮し、自家用車と公共交通機関を状況に合わせて利用する。 ・バス・電車・タクシー運行事業者は、利用者のニーズを的確に把握し、利用しやすい公共交通の運行と顧客サービスの提供に努める。 ・区（自治会）等は地域での公共交通の推進に積極的に携わる。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・市地域公共交通網形成計画に基づいた公共交通ネットワークの再構築（コミュニティバスの運行）や市地域公共交通網形成計画に基づいた公共交通機関連携など公共交通に関する住民ニーズの把握する ・公共交通に関する情報をわかりやすく市民に伝える

政策(基本方針) VI 産業の健康

26	施策名	農業の振興
----	-----	-------

①目的と施策の方針

対象：市内の農家（担い手農家、 集落営農組織）	意図：経営が安定している
----------------------------	--------------

成 果 指 標	単 位
A：認定農業者数／農業従事者数（戸数）×100 [別指標]	%
B：生産農業所得（認定農業者一戸当たり）[別指標]	円

成果指標	平成26年度現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	218%	成り行き値	213%	208%	203%	200%
		目標値	216%	214%	212%	210%
B	7,570,000円	成り行き値	7,500,000円	7,500,000円	7,500,000円	7,500,000円
		目標値	7,550,000円	7,550,000円	7,600,000円	7,600,000円

成果指標の目標設定とその根拠	A：認定農業者数（戸数）の成行き値は、農業従事者の高齢化に伴い、減少していくと推計し、平成31年度は200戸に設定した。 目標値については、Uターン、Jターンにより毎年4名程度の新規就農者があり（平成26年度就農給付金実績12世帯18名）、新規就農者が経営安定に向けての取り組みに対して支援し、合わせて、青年農業者クラブ（会員数14）への支援の強化や人・農地プランによる青年就農給付金の給付や法人化等への支援を図ることで、減少の幅を抑えることとし、平成31年度の目標値を210戸と設定した。 B：生産農業所得（認定農業者1戸あたり）は認定農業者の収入の平均より算出した。成り行き値は経済状況や国際的動き等により変化することを踏まえ、認定農業者としての要件である750万以上の所得に合わせて750万円で推移すると設定した。 目標値は人・農地プランによる農地、技術等を集結し、農業所得の安定化を図り、農業をより魅力的なものにするための農業施策を展開し、併せて農業関係団体との連携、及び国・県等の補助事業の活用、担い手育成総合支援協議会も取り組みの強化を図ることで、平成31年度の目標値を合志市農業経営基盤強化構想で設定している750万円とした。
----------------	--

施策の現状と今後の状況変化	・集落営農組織化（法人化）が今後進むことで、共同での営農が進んでいく。また、相反して小規模農家の減少が予測される。・平成 24 年度より「合志市人・農地プラン」を策定し、経営体の規模拡大等の支援を行うようになった。 ・農業者の高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念される。 ・農地法の改正に伴い、企業が農業経営に参入することが容易になったことで、農地の有効利用が図られるようになる。 ・TPP や地方創生戦略での新たな農業施策が次々と打ち出されていくので、政府の動向を注視していく必要がある。 ・国、県で「新たな米政策の進め方について」が平成 26 年から平成 29 年度にかけて策定されたことにより、米政策は大きな転換点を迎えることとなった。新たな米政策に対応していく必要がある。 ・口蹄疫や鳥インフルエンザ等の伝染病や様々なりスクの発生により、農業に甚大な被害が発生する懸念がある。 ・農業への関心の高まりと安全で安心できる食物を摂りたいという欲求から、市民農園の需要が増えることが予想される。
----------------------	---

施策の課題	・国営の灌がい施設を活用した、新たな作物の作付けの検討とブランド化 ・集落営農組織（法人化）と作物の集団作付けの推進 ・優良農地の確保と生産性の向上 ・新規就農者を含む後継者や担い手の育成 ・遊休農地の解消と農地の有効活用 ・異業種からの農業への参入推進 ・国・県の農業研究機関等との連携 ・伝染病に対する防疫体制の確立と農家への啓発（自己防衛、安全性確保の意識の向上、情報の収集）
--------------	--

施策の方針	・生産性の向上と多彩な担い手の育成 ・農家の所得向上を目指した農業の振興
--------------	---

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・（市民）合志市の農産物を購入し、消費する。（地産地消） 農業の現状の理解。 ・（生産者）消費者が望む作物を作り、自らに合った販売をする。 ・（農協）農業者に対する営農指導、販路の開拓。 ・（協議会）ブランド品の開発、研究及び経営規模の拡大等に対する支援。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・地産地消の仕組みづくりを進める。（農業者と市民の交流） ・生産性を高めるための基盤整備の実施 ・新規就農者や後継者への支援 ・国・県等の農業研究機関との連携（農業・商業・工業との連携の推進） ・6次産業化に向けての農業経営指導、助言を行う。

政策(基本方針) VI 産業の健康

27	施策名	商工業の振興
----	-----	--------

①目的と施策の方針

対象：市内の商工業事業所	意図：健全な経営がなされている
--------------	-----------------

成 果 指 標	単 位
A：法人市民税の法人税割を納めている法人数 [別指標]	社

成果指標	平成 26 年度現状値	数値区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	204	成り行き値	205	205	205	205
		目 標 値	210	210	210	210

成果指標の目標設定とその根拠	A 法人市民税の法人税割（所得割）を納めている法人数の成り行き値は、景気は緩やかな回復基調であるが、経済センサスの結果では法人数が減少しているため、横ばいの 205 社と設定した。 目標値は、中小企業支援施策により企業の経営安定を支援し、黒字化する法人も現れると見込み、成り行き値よりも高い 210 社と設定した。
----------------	---

施策の現状と今後の状況変化	・現在、大企業及び大都市圏を中心に景気は回復傾向にあるが、景気回復の影響が地方中小企業まで浸透しておらず、安定した景気回復には時間がかかっている状況である。 ・消費税増税により市民の消費効果にも影響が出たが、今後予定されている 10%への増税時にも影響が出るのは確実である。
---------------	--

施策の課題	・中小企業等振興基本条例に基づいた取り組みの実施。 ・創業支援事業計画による、新たな起業化。
-------	---

施策の方針	・地域経済の持続的な活力を生み出す地元企業支援体制の確立を図る。 ・商工会等地元企業との連携を図る。
-------	---

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・企業の自助努力、優秀な従業員の確保、研究開発の充実、健全な経営 ・商工会は、同業種間・異業種間の共存共栄のための連携・協力の推進 ・市民は市内での消費に努める。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・商工会の運営支援 ・市内商工業者への支援 ・起業化支援

政策(基本方針) VI 産業の健康

28	施策名	企業誘致の促進と働く場の確保
----	-----	----------------

①目的と施策の方針

対象：働いていない人、働いている人 意図：安定して働ける

成 果 指 標	単 位
A：市内で働きたい人で働くことができている割合〔市民アンケート〕	%
B：立地協定の締結数（新設・増設）〔別指標〕	件

成果指標	平成 26 年度現状値	数値区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	27.3%	成り行き値	27.3%	27.3%	27.3%	27.3%
		目 標 値	28.0%	28.5%	29.0%	30.0%
B	4 件	成り行き値	1 件	1 件	1 件	1 件
		目 標 値	2 件	2 件	2 件	2 件

成果指標の目標設定とその根拠	A：市内で働きたい人で働くことができている割合の成り行き値は、勤務場所が市内である割合の実績値が横ばいであることから本指標も、現状値の 27.3%とした。 目標値は、既存企業への支援や新たな企業の誘致を推進することによる働く場の増加を見込み平成 31 年度は 30.0%とした。 B：立地協定の締結数（新設・増設）の成り行き値は、工業団地の空き用地はなく、新規での立地は厳しい状況にあるが、増設等も含め 1 件程度の締結があると設定した。 目標値は、計画期間中の景気回復を見込み、新規の工業団地整備の検討を進めるとともに、既存企業等へのフォローアップを進めることで毎年 2 件程度の立地協定（増設等）が見込まれると設定した。
----------------	--

施策の現状と今後の状況変化	・本市が開発を進めていた蓬原第 2 工業団地を平成 26 年度に売却することができた。現在は本市所有の工業団地が無いため、新たな工業団地整備の検討が必要である。 ・現在は、雇用の増加に伴い求人数が増加しており、この傾向は今後もしばらく続くと思われる。 ・菊池管内の有効求人倍率は 1 倍を超える水準であるが、職種によって求人数にばらつきがあることから、雇用に関する相談窓口は引き続き業務を継続する必要がある。
---------------	--

施策の 課題	・求職者対策として、就職に有利となるような技術習得などの就業支援事業を継続して実施する必要がある。 ・国・県の施策を活用し、雇用対策を進める。 ・子育て支援としての事業所内保育所運営など、雇用環境整備のための事業所への働きかけを進めていく。 ・企業誘致に伴う、新規工業団地、交通インフラの整備。 ・地元雇用につながるような企業誘致に努める。 ・市街化調整区域の規制緩和。
-----------	--

施策の 方針	・合志市の特性を活かした新しい産業の創出や健康ファクトリー構想の推進 ・地元雇用に結びつく優良企業の誘致を図る。 ・勤労者が安心して働ける環境づくりを進め、雇用促進と安定化を図る。 ※健康ファクトリー構想：九州沖縄農業研究センター・県農業研究センター・県農業大学校、菊池恵楓園、熊本再春荘病院、カントリーパークなどの広大な土地と高い技術力、潜在的な価値を活かしたまちづくりを目指し、特産品の開発促進、教育施設や環境産業研究施設、健康産業（農業・バイオ）の誘致、既存の研究機関と連携した人材の育成をすすめることで、健康をキーワードにした、新たな産業を核とした、魅力ある市、将来を見据えた産業づくりを進める構想。
-----------	---

協働によるまちづくりの具体策（市民と行政の役割分担）	
ア）市民（事業所、地域、団体）の役割	・市民：就労のための資格取得等、個人の能力開発に励む。 ・働く意欲を持つ。 ・事業所：雇用増につながるような経営に努める。 ・地権者の企業誘致への協力。
イ）行政の役割（市がやるべきこと）	・技術取得の支援や雇用情報を提供する。 ・就労意識の向上を目的とした啓発を行う。 ・民間委託を促進する。 ・雇用の場となる事業所の誘致を行う。 ・工業団地の造成、優遇措置による企業誘致、大学や研究機関等との産学官連携、起業化支援。 ・企業等連絡協議会の運営支援 ・企業活動への支援 ・市内企業の求人情報の提供、住環境の整備、交通、産業インフラ（上下水道など）の整備。 ・国、県は、労働環境や条件の整備、雇用を創出するための経済対策の推進 ・国、県は、工業団地の造成、優遇措置による企業誘致、規制緩和、雇用対策の推進、起業化支援